

古仁屋港輸送・補給拠点の整備事業に係る 公有水面埋立承認願書のあらまし



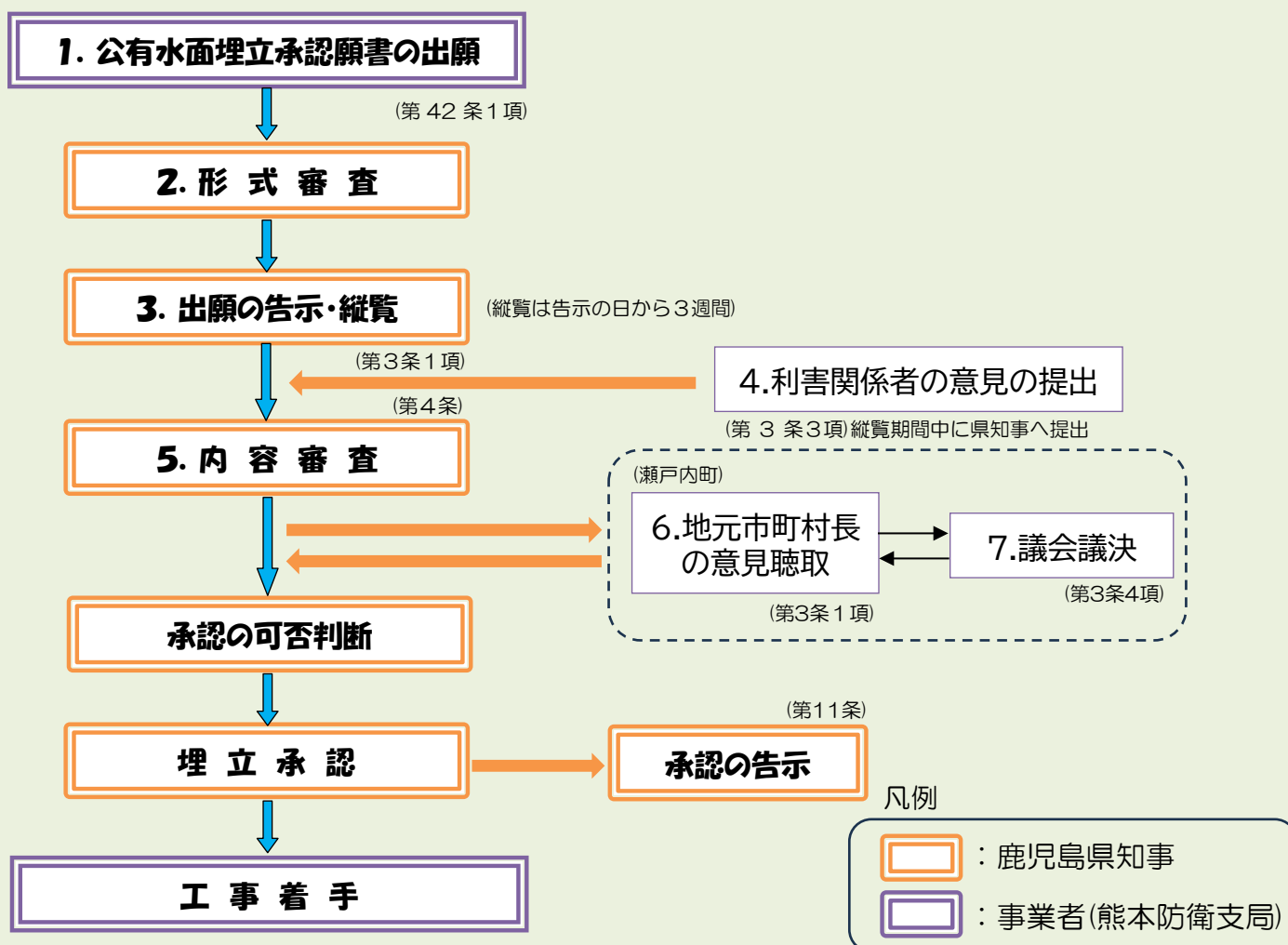
令和8年5月

防衛省 熊本防衛支局

目 次

1. 事業の概要	1
2. 公有水面埋立承認願書	3
3. 埋立必要理由書	5
4. 設計概要説明書	7
5. 環境保全に対し講じる措置	23
6. 公共施設の配置及び規模	24
7. 埋立てに用いる土砂等の採取場所等	26
8. 添付図面	27

公有水面埋立承認の手続きの流れ



1

事業の概要

● 対象事業の目的

近年、我が国の南西地域では、他国による活発な海洋活動が行われており、緊迫している情勢が続いていることから、機動展開能力及び南西地域の防衛体制強化を行っています。

奄美大島地区では、平成30年度に陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地を新設し、海上自衛隊奄美基地分遣隊及び航空自衛隊奄美大島分屯基地を含め南西諸島防衛の観点から重要な拠点となっていますが、現状では「物資輸送基盤の不足」、「後方支援拠点の不足」という課題が生じているため、古仁屋港須手地区において港湾施設を整備するものです。



● 対象事業の内容

■ 事業者の名称

防衛省 熊本防衛支局

■ 対象事業の種類

物資輸送基盤及び後方支援拠点のための施設整備

■ 事業実施区域の位置

古仁屋港須手地区

■ 港湾施設の整備内容

- ・ 鹿児島県が所有する県有用地の西側と東側の海面を埋立て、埋立てに伴い新たな岸壁を整備します。また、既設の県有用地西側の防波堤は撤去し、東側の防波堤については、岸壁の整備に伴い、一部撤去しますが、港湾施設完成時には撤去部分の復旧を行います。
- ・ 新たな東側の埋立地には隊庁舎や燃料タンクなどを、西側の埋立地には物資の集積場などを整備する計画です。なお、東側の埋立地は海上自衛隊、西側の埋立地は自衛隊海上輸送群がそれぞれ主として使用する予定です。



● 願書及び添付図書の構成

公有水面の埋立てに当たっては、「公有水面埋立法（大正10年 法律第57号）（以下、「法」という。）」第2条に準拠し、都道府県知事の免許を受ける必要があります。国（熊本防衛支局）が埋立てを施行する場合は、法第42条第1項の規定により、都道府県知事の承認を受ける必要があります。

公有水面埋立承認願書及び添付図書等の構成は、法第2条第2項及び第3項並びに「公有水面埋立法施行規則（昭和49年 運輸省・建設省令第1号）（以下、「施行規則」という。）」第2条及び第3条に規定されており、下表の通りとなっています。

■ 公有水面埋立承認願書及び添付図書等の構成

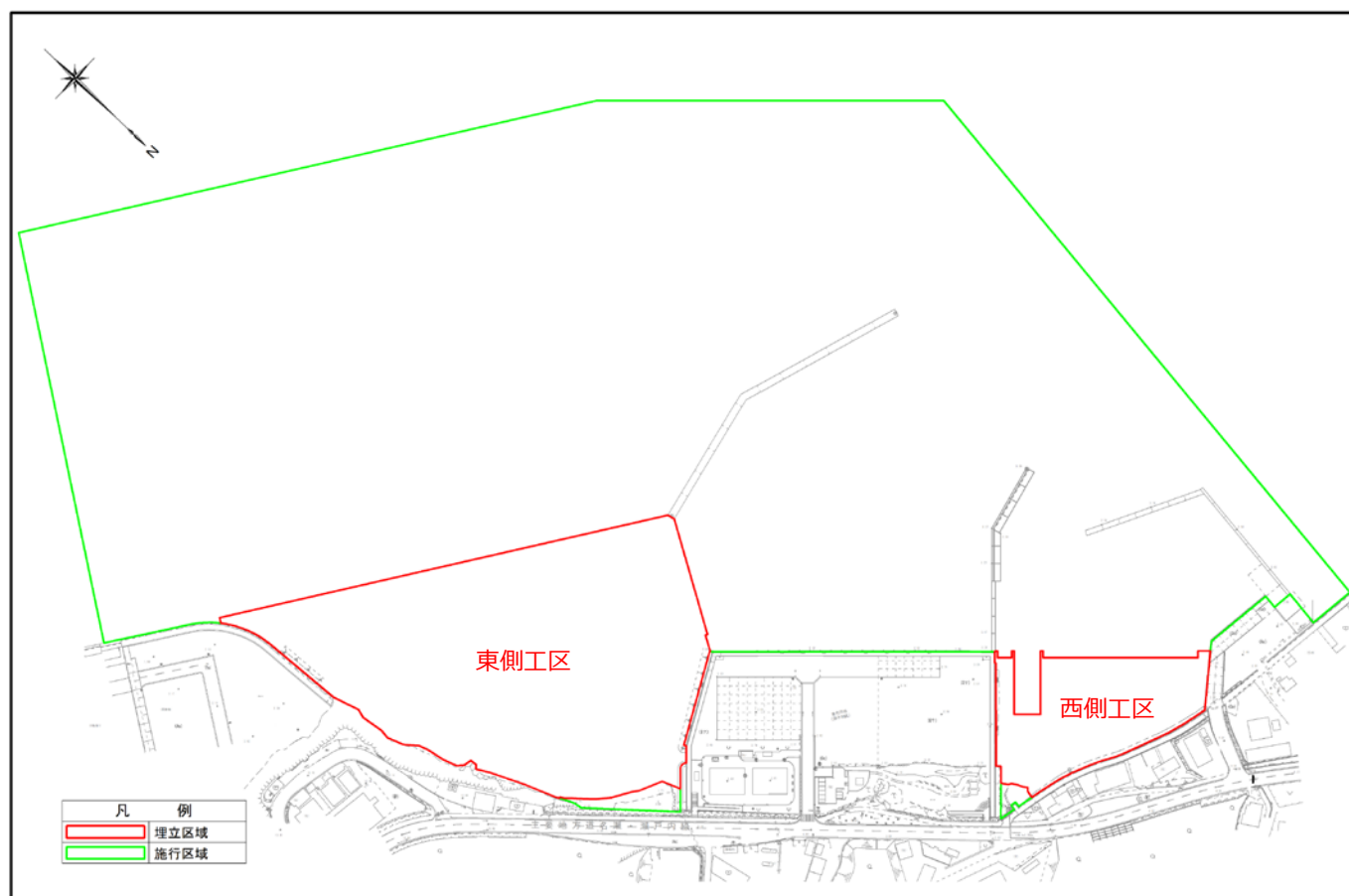
資料名	備考
1. 公有水面埋立承認願書	法第2条第2項
氏名又は名称及び住所	法第2条第2項一号
埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域	－ 〃 － 二号
埋立地の用途	－ 〃 － 三号
設計の概要	－ 〃 － 四号
埋立に関する工事の施行に要する期間	－ 〃 － 五号
2. 添付図書	法第2条第3項
埋立必要理由書	法定外
埋立区域及び埋立に関する工事の施行区域を表示した図面	法第2条第3項一号
一般平面図、実測平面図、求積平面図、海図	施行規則第2条一号イ～二
設計の概要を表示した図書	法第2条第3項二号
埋立地横断面図、埋立地縦断面図、工作物構造図、設計概要説明書	施行規則第2条二号イ～二
資金計画書※1	法第2条第3項三号
国土交通省令で定める図書	法第2条第3項五号
直前3月以内に撮影した埋立区域等の写真※1	施行規則第3条四号
埋立に用いる土砂等の採取場所及び採取量を記載した図書	－ 〃 － 五号
埋立に関する工事に要する費用に充てる資金の調達方法を証する書類※1	－ 〃 － 六号
埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面	－ 〃 － 七号
環境保全に関し講じる措置を記載した図書※1	－ 〃 － 八号
公共施設の配置及び規模について説明した図書	－ 〃 － 九号
法第4条第3項の権利を有する者に関する調書※1	－ 〃 － 十一号
3. 参考図書	法定外
潮位表※1	
公図の写し※1	
既設工作物構造図※1	

※1 非公表図書につき、本資料掲載無し

● 埋立区域・施行区域の面積及び埋立地の用途等

埋立区域及び施行区域の面積は、下図に示す各区域の境界変化点の座標値を基に算出しました。

■ 埋立区域及び施行区域



■ 埋立区域及び施行区域の面積

埋 立 区 域 : $34,001.90\text{m}^2$
(東側工区 : $27,463.29\text{m}^2$)
(西側工区 : $6,538.61\text{m}^2$)

施 行 区 域 : $208,542.07\text{m}^2$

■ 埋立地の用途 : ふ頭用地

■ 設計の概要

● 埋立地の地盤の高さ : $D.L.+3.70\text{m}$ (東側工区)
 $D.L.+2.19\text{m}\sim+3.70\text{m}$ (西側工区)

● 工作物の名称、種類

- ・ 東側工区 : -11.0m 岸壁、 -4.5m 岸壁、取付護岸
- ・ 西側工区 : -5.0m 岸壁、取付護岸、スロープ

■ 埋立てに関する工事の施行に要する期間 : 4年1月

● 埋立の動機及び必要性

近年、我が国の南西地域では、他国による活発な海洋活動が行われており、緊迫している情勢が続いていることから、機動展開能力及び南西地域の防衛体制強化を行っています。

奄美大島地区では、平成30年度に陸上自衛隊奄美駐屯地及び瀬戸内分屯地を新設し、海上自衛隊奄美基地分遣隊及び航空自衛隊奄美大島分屯基地を含め南西諸島防衛の観点から重要な拠点となっていますが、現状では補給物資等を集積するための係留施設及び背後用地が十分に確保されていない「物資輸送基盤の不足」や九州本土と沖縄本島の間位置する南西地域の中核的な位置に拠点がないため、自衛隊の輸送や補給等が円滑に行えず、わが国への脅威が差し迫った場合に速やかに対処する体制を保持することができない「後方支援拠点の不足」が喫緊の課題であると考えています。

後方支援拠点及び輸送・補給基盤の整備のためには、輸送艦及び配備艦艇の寄港に対応するための係留施設、各自衛隊部隊へ補給する物資の保管施設等の用地、迅速な補給を行うための大量の物資を保管・集積可能な用地や隊庁舎、及び艦艇への物資搭載や給油、給電及び給水作業を安全かつ効率的に行うためのヤードや燃料施設等が必要となり、大型艦艇の係留、補給及び既存部隊への輸送といった一連の作業を安全かつ効率的に行うためには、広い背後地を備えた施設を一体的に整備する必要があります。

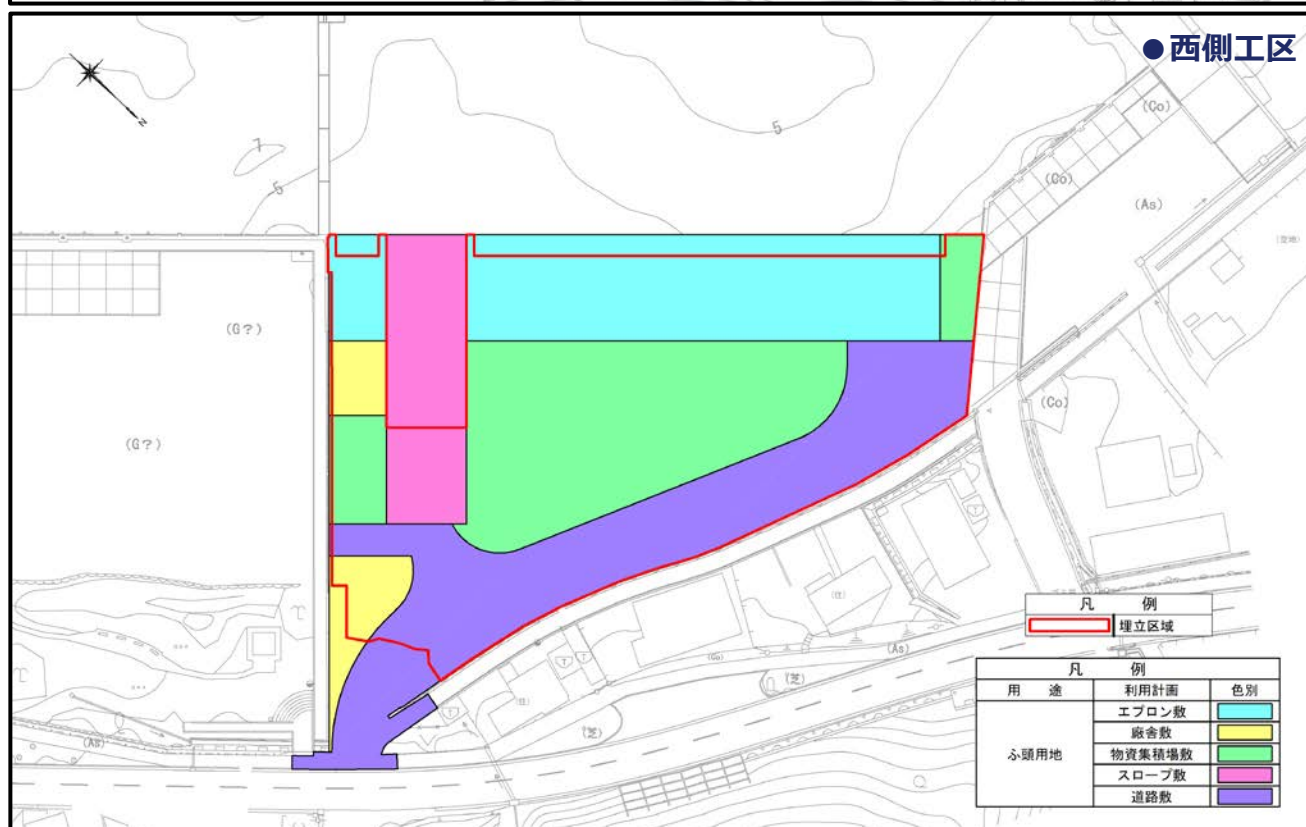
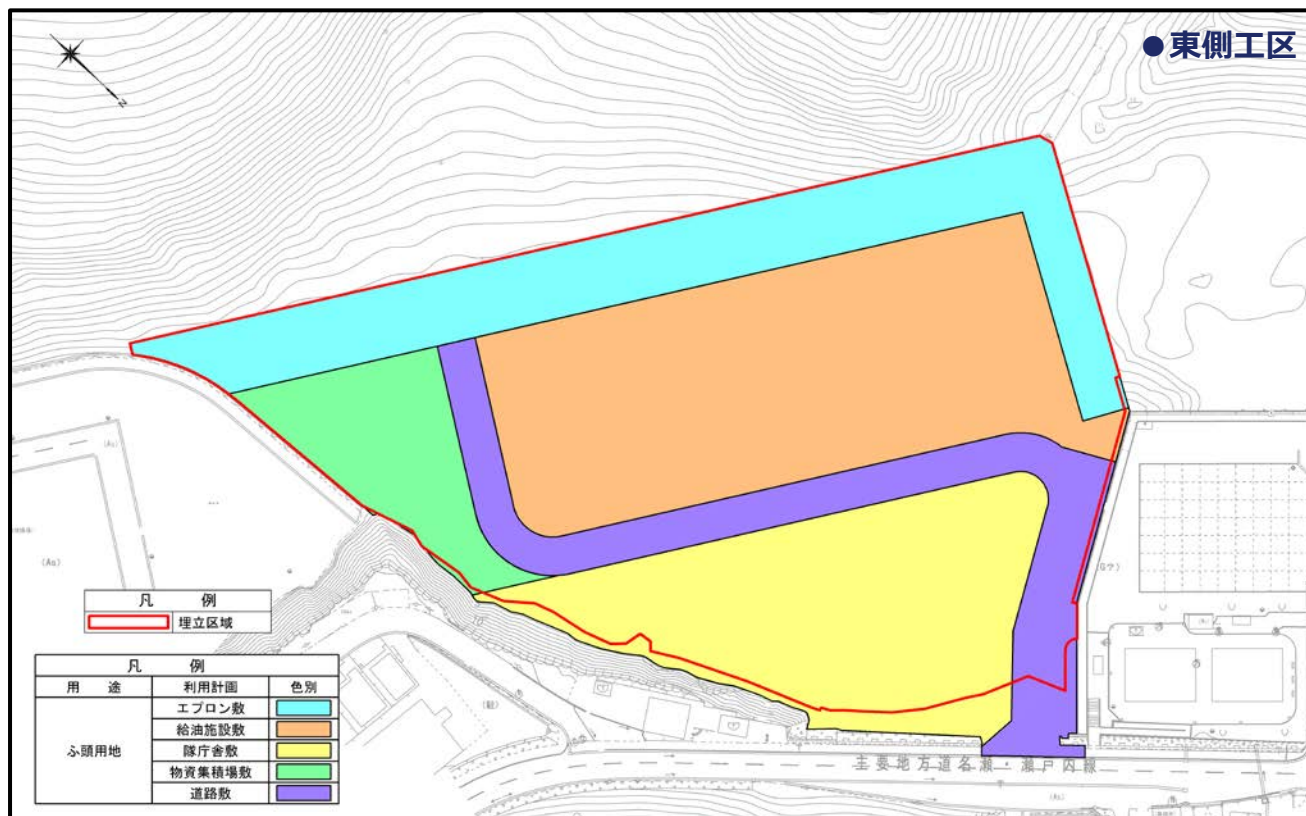
防衛省としては、地理的特性や既存インフラ施設の活用等、総合的に判断した結果、古仁屋港須手地区に港湾施設を整備することが唯一の解決策であるとの結論に至りました。

● 埋立の規模

各施設の利用形態・所要面積等を基に作成した土地利用計画図を基に、埋立ての規模を設定しました。

工区	用 途	利用計画	全体面積(㎡)	埋立区域(㎡)	埋立区域外(㎡)
東側工区	ふ頭用地	エプロン敷	5,927.56	5,916.14	11.42
		給油施設敷	9,812.66	9,793.39	19.27
		隊庁舎敷	6,767.20	6,017.50	749.70
		物資集積場敷	2,408.40	2,377.19	31.21
		道路敷	3,881.33	3,359.07	522.26
	小 計		28,797.15	27,463.29	1,333.86
西側工区	ふ頭用地	エプロン敷	2,001.91	1,612.36	389.55
		廠舎敷	417.19	315.85	101.34
		物資集積場敷	2,411.63	2,396.82	14.81
		スロープ敷	816.03	271.83	544.20
		道路敷	2,302.74	1,941.75	360.99
	小 計		7,949.50	6,538.61	1,410.89
合 計			36,746.65	34,001.90	2,744.75

■ 本埋立地の用途及び土地利用計画図



● 埋立ての効果

本埋立てを行うことで、南西諸島の防衛拠点強化、有事対応の迅速化等の「防衛・安全保障の強化」、補給拠点としての機能充実等の「輸送・補給体制の強化」、各部隊の連携強化等の「有事・災害時の即応性向上」を実現することに繋がり、我が国の安全に寄与することが可能となります。

加えて、災害時等における部隊の活動拠点や支援物資の受け入れ拠点として活用されることで地域住民の安全確保にも貢献することが可能となります。

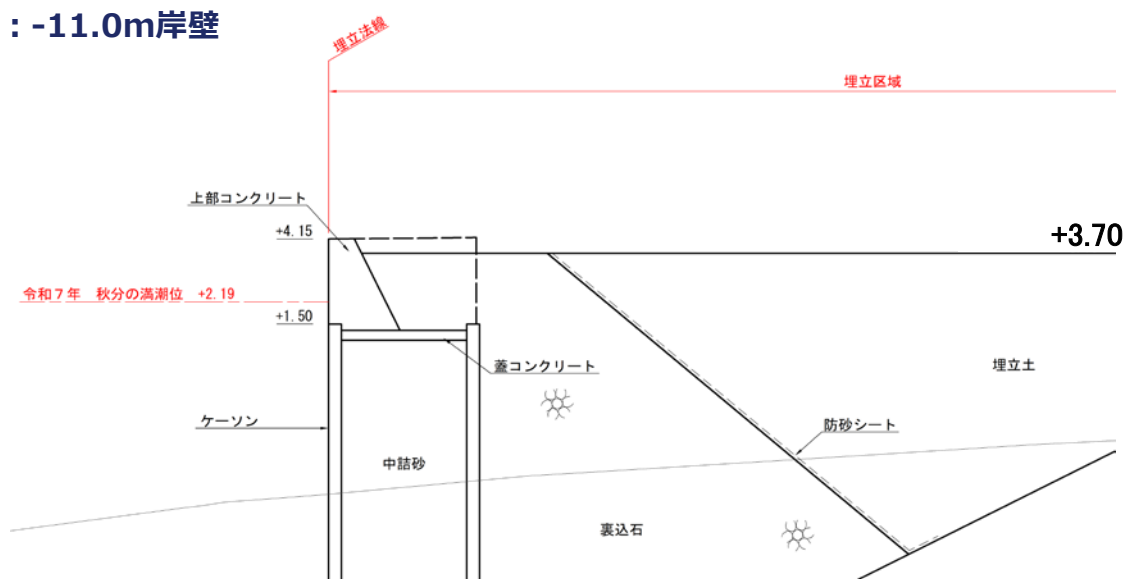
● 埋立地の地盤の高さ

埋立地の地盤高さは、施設の利用条件、波浪の越波、場内排水等を考慮して設定しました。

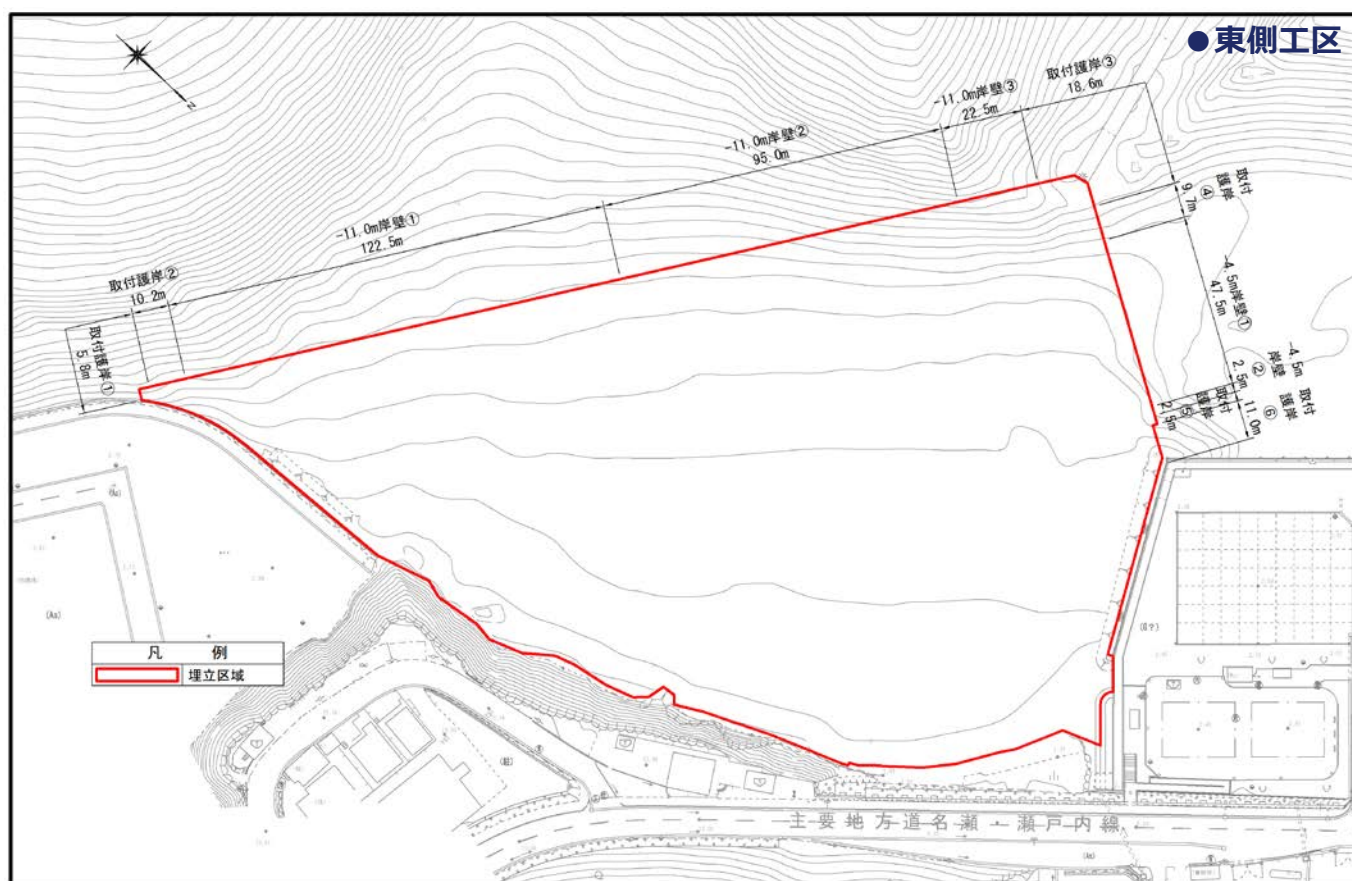
■ 東側工区

-11.0m岸壁及び-4.5m岸壁の天端高をD.L.+4.15mとし、竣功時における本埋立地の地盤の高さは、竣功後の基盤整備を考慮してD.L.+3.70mに仕上げることにしました。

● 例：-11.0m岸壁



■ 護岸、岸壁等の工作物の配置及び施行延長

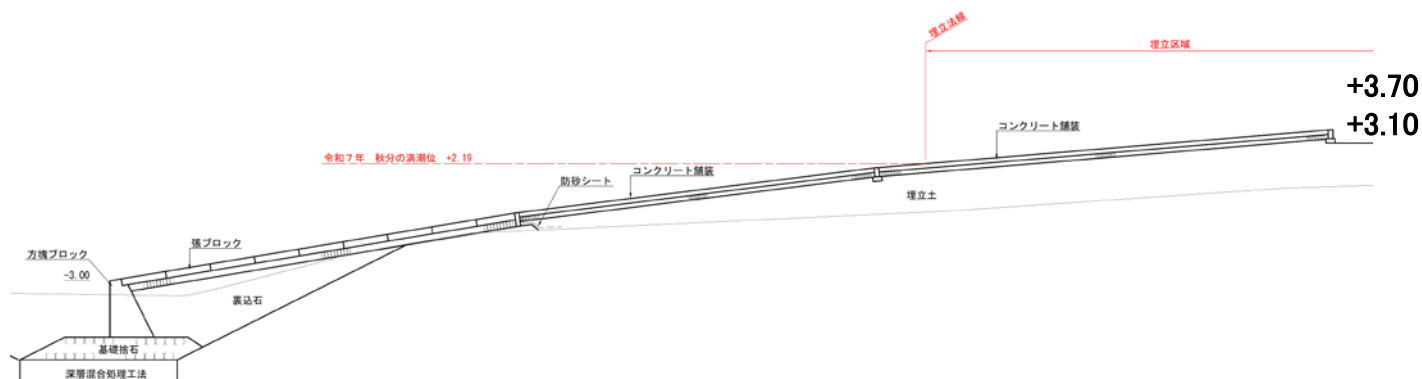


■西側工区

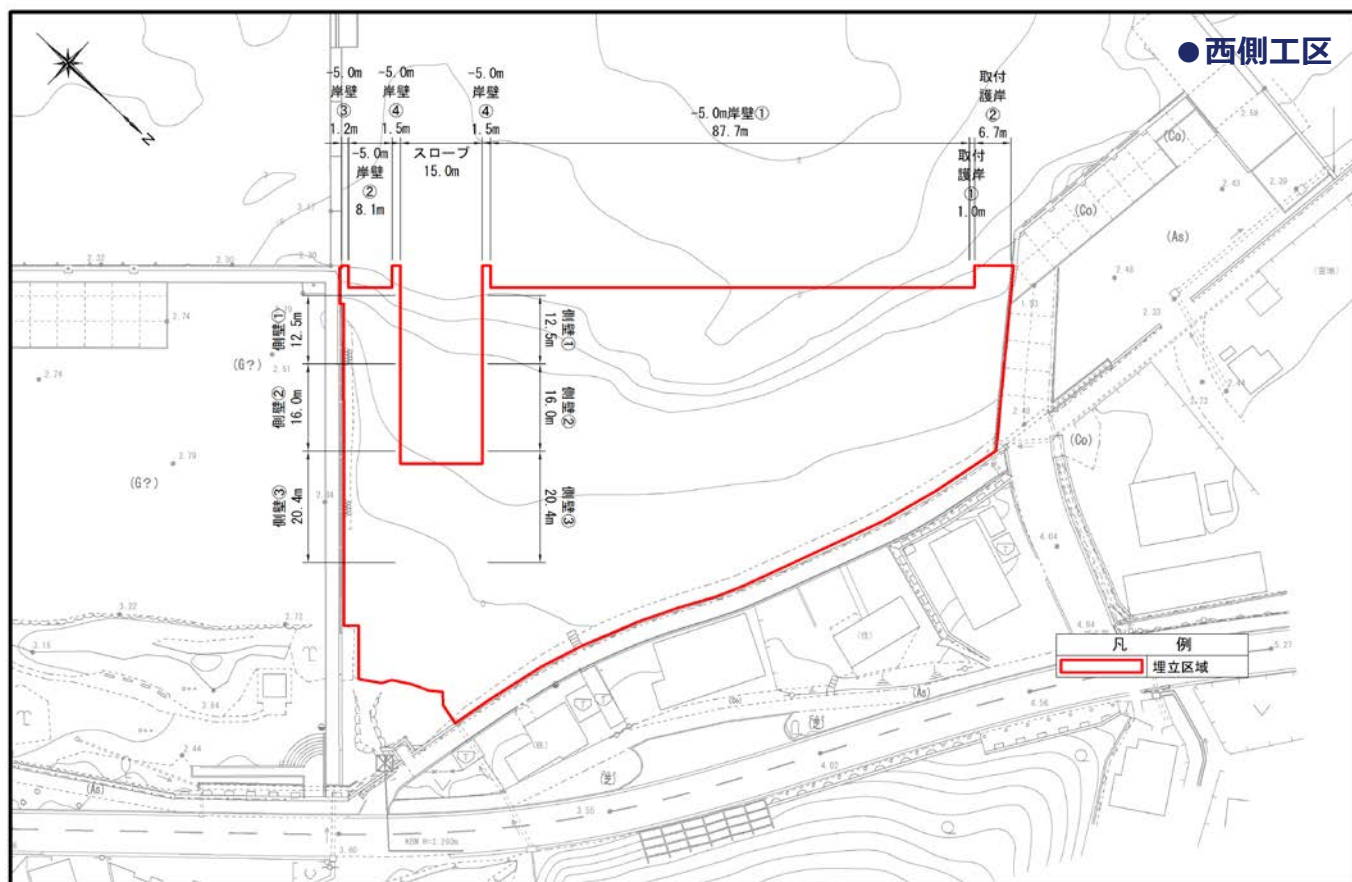
-5.0m岸壁の天端高をD.L.+3.50mとし、竣功時における本埋立地の地盤の高さは、竣功後の基盤整備を考慮してD.L.+3.10mに仕上げることにしました。

また、スロープについては埋立潮位D.L.+2.19mから天端高D.L.+3.70mにすり付け、その背後はD.L.+3.10mに仕上げることにしました。

●例：スロープ



■護岸、岸壁等の工作物の配置及び施行延長



● 護岸、岸壁等の工作物の種類及び構造

護岸、岸壁等の工作物の種類及び構造は、計画地の自然条件、施工性、経済性、供用時の安定性確保を考慮して設定しました。

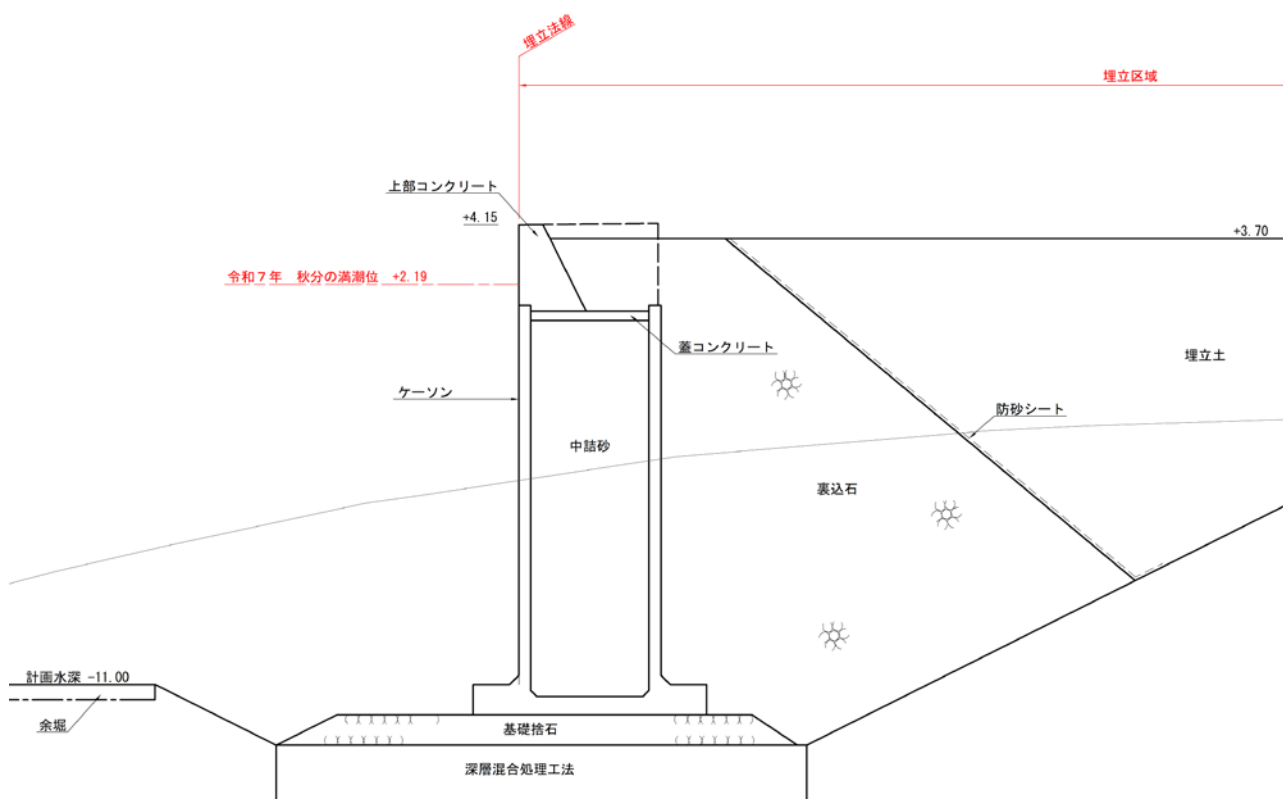
■ 東側工区

● 護岸、岸壁等の工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構造形式	配 置	施工延長
-11.0m岸壁①	岸壁	ケーソン式	埋立地南西側前面	122.5m
-11.0m岸壁②	岸壁	ケーソン式	埋立地南西側前面	95.0m
-11.0m岸壁③	岸壁	ケーソン式	埋立地南西側前面	22.5m
-4.5m岸壁①	岸壁	L型ブロック式	埋立地北西側前面	47.5m
-4.5m岸壁②	岸壁	方塊ブロック式	埋立地北西側前面	2.5m
取付護岸①	護岸	場所打ちコンクリート式	埋立地南東側前面	5.8m
取付護岸②	護岸	ケーソン式	埋立地南側前面	10.2m
取付護岸③	護岸	ケーソン式	埋立地西側 隅角部前面	18.6m
取付護岸④	護岸	ケーソン式	埋立地北西前面	9.7m
取付護岸⑤	護岸	方塊ブロック式	埋立地北西前面	2.5m
取付護岸⑥	護岸	自立鋼管矢板式	埋立地北西前面	11.0m

● -11.0m岸壁、取付護岸（ケーソン式）の構造及び施行順序

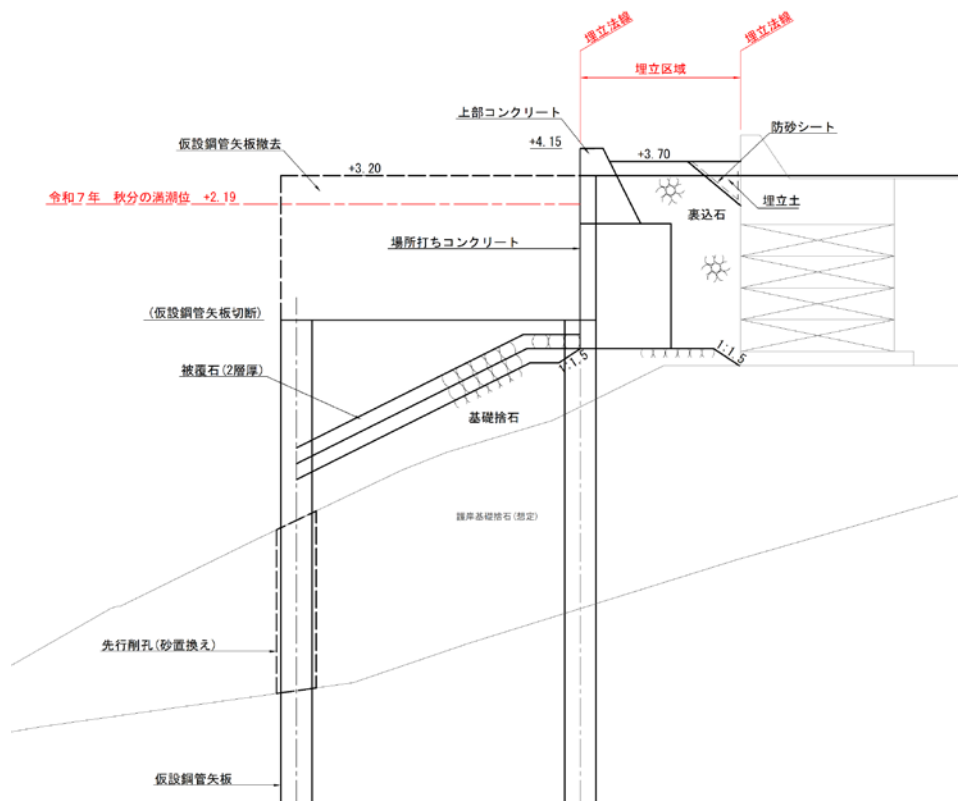
【代表断面（-11.0m岸壁①・取付護岸②）】



■ 東側工区

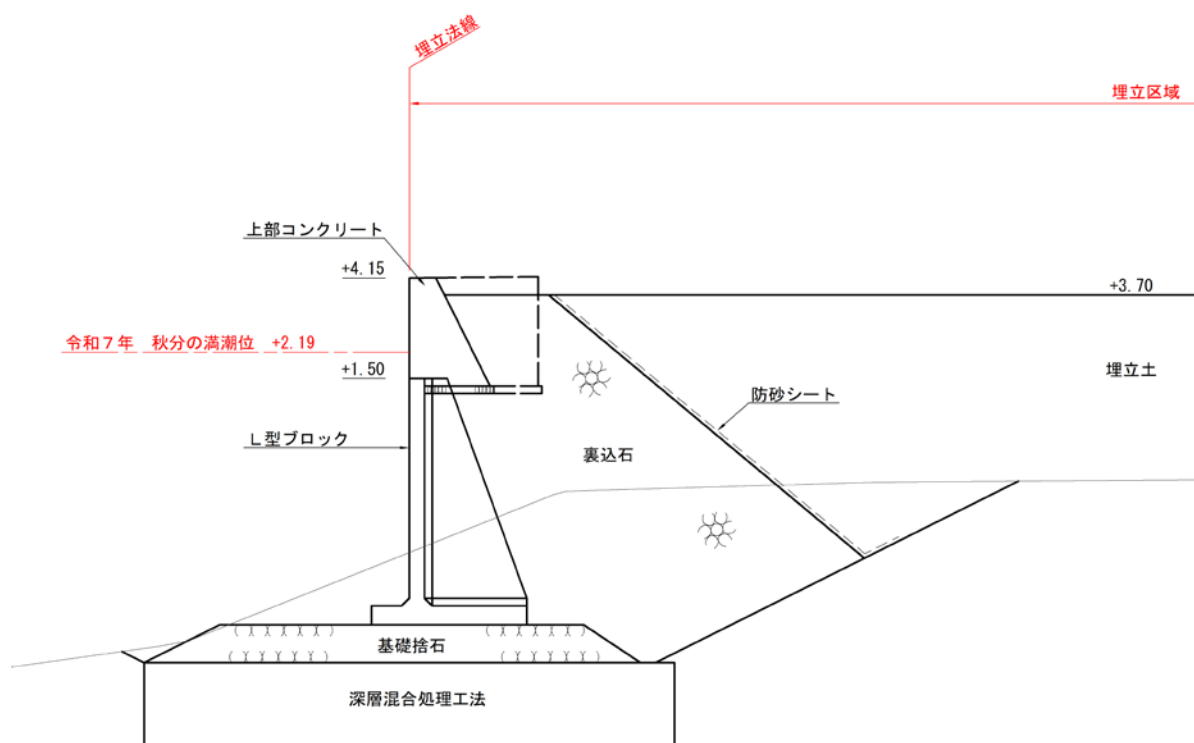
● 取付護岸（場所打ちコンクリート式）の構造及び施行順序

【代表断面（取付護岸①）】



● -4.5m岸壁（L型ブロック式）の構造及び施行順序

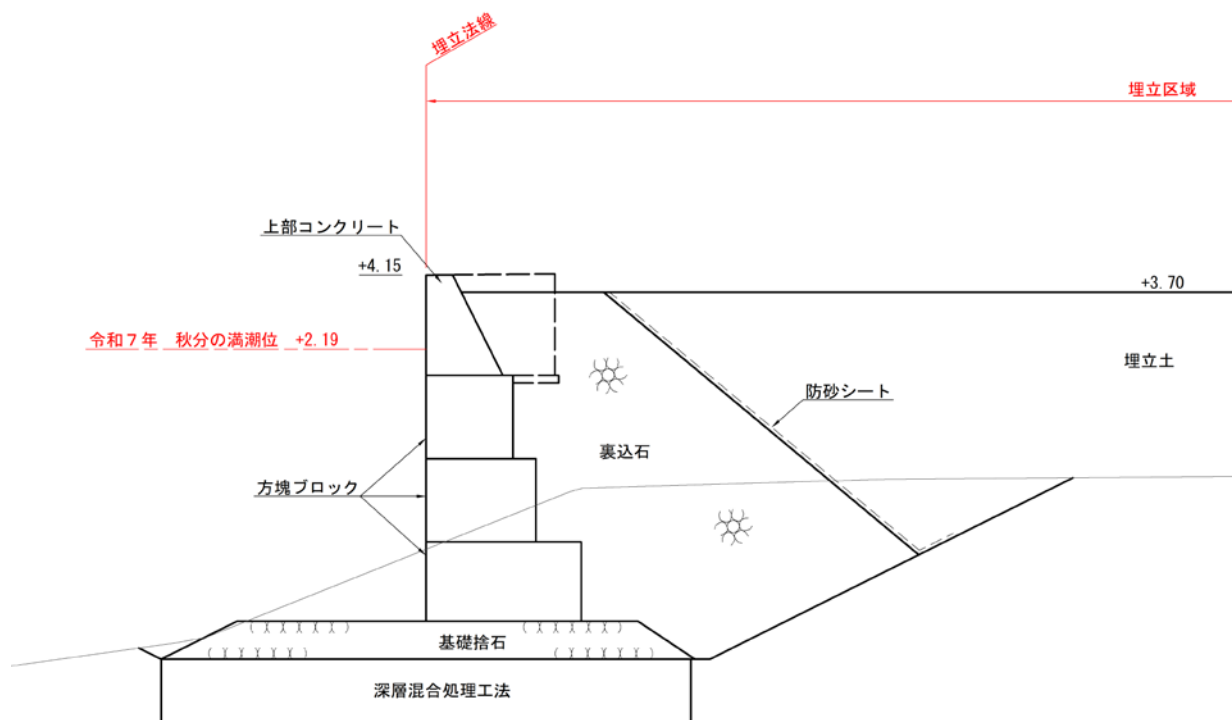
【代表断面（-4.5m護岸①）】



■ 東側工区

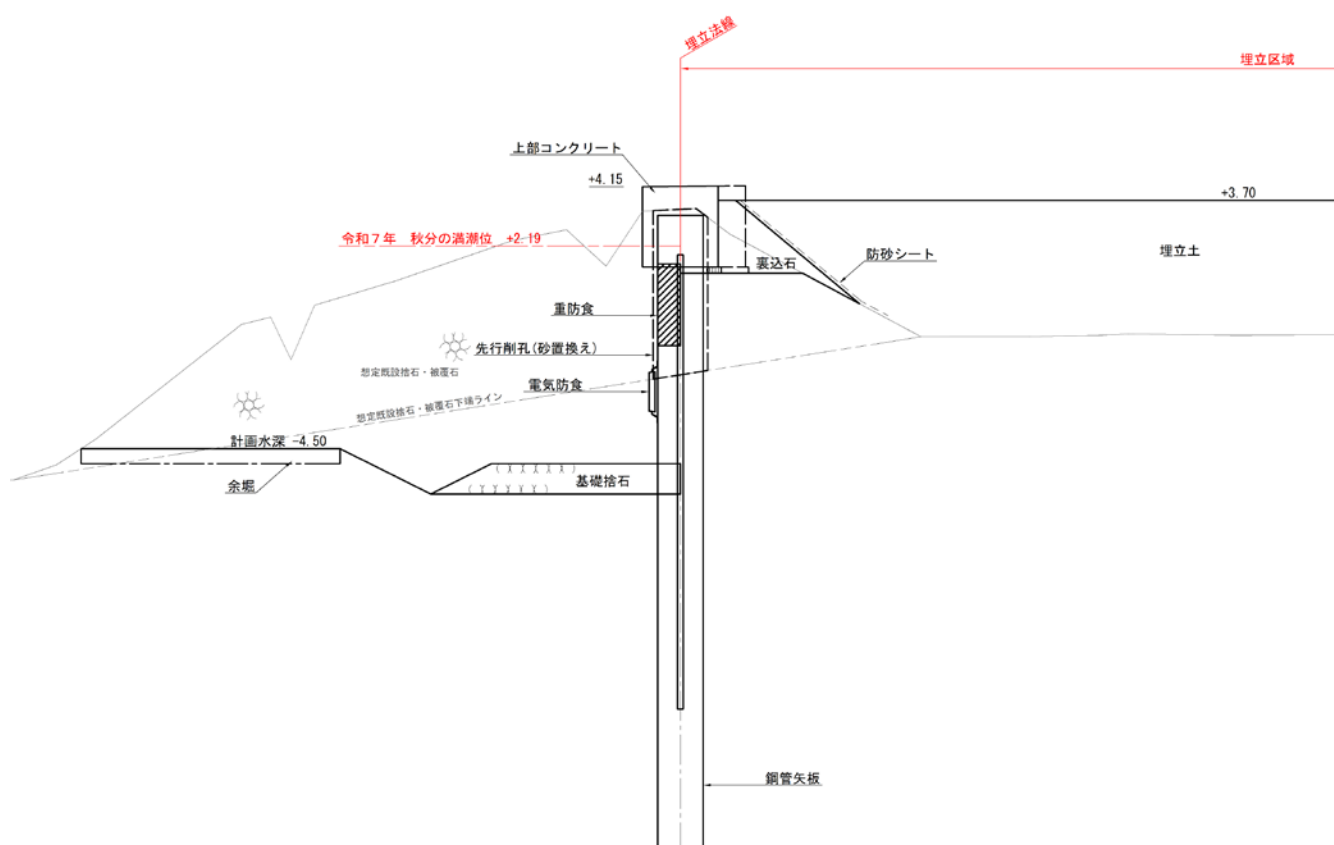
● -4.5m岸壁、取付護岸（方塊ブロック式）の構造及び施行順序

【代表断面（-4.5m②・取付護岸⑤）】



● 取付護岸（自立鋼管矢板式）の構造及び施行順序

【代表断面（取付護岸⑥）】



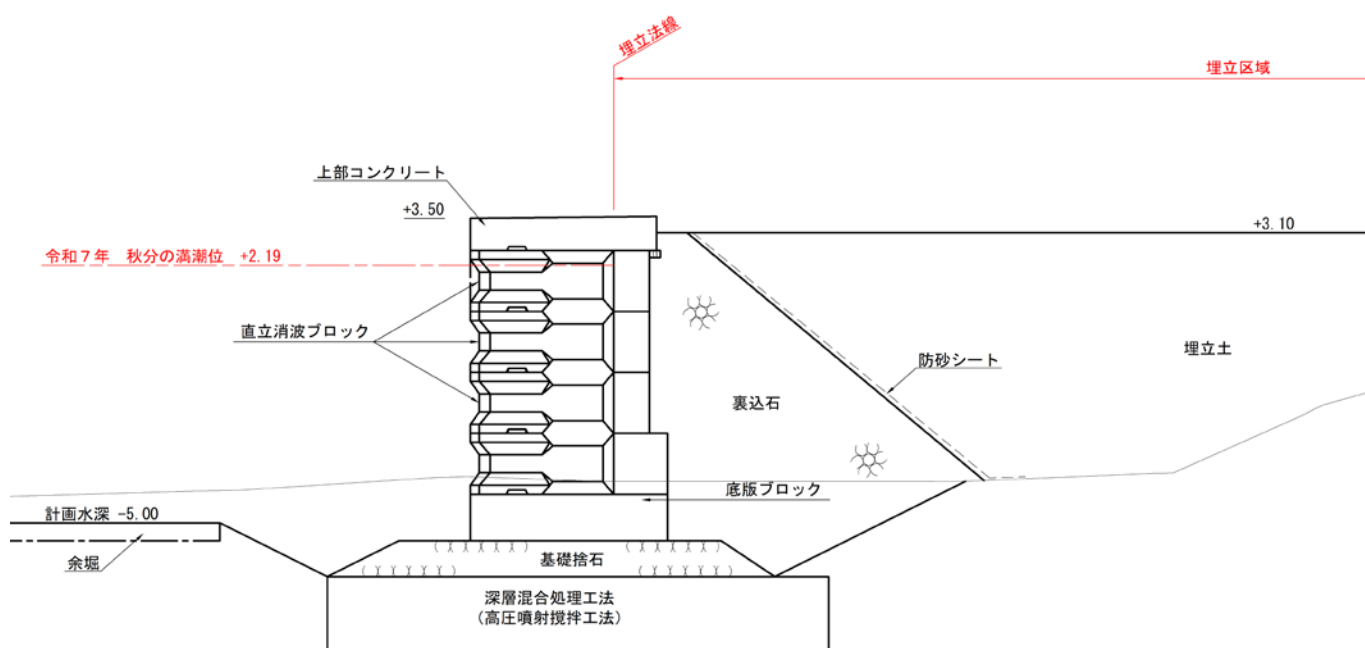
■ 西側工区

● 護岸、岸壁等の工作物の種類及び構造

名 称	種 類	構造形式	配 置	施工延長
-5.0m岸壁①	岸壁	直立消波ブロック式	埋立地南西前面	87.7m
-5.0m岸壁②	岸壁	直立消波ブロック式	埋立地南西前面	8.1m
-5.0m岸壁③	岸壁	方塊ブロック式	埋立地南西前面	1.2m
-5.0m岸壁④	岸壁	方塊ブロック式	埋立地南西前面	1.5m×2
取付護岸①	護岸	直立消波ブロック式	埋立地南西前面	1.0m
取付護岸②	護岸	方塊ブロック式	埋立地南西前面	6.7m
スロープ	船揚場	方塊ブロック式（前面）	埋立地南西前面	15.0m
側壁①	船揚場	自立鋼管矢板式	スロープ側面	12.5m×2
側壁②	船揚場	自立矢板式	スロープ側面	16.0m×2
側壁③	船揚場	場所打ちコンクリート式	スロープ側面	20.4m×2

● -5.0m岸壁、取付護岸（直立消波ブロック）の構造及び施行順序

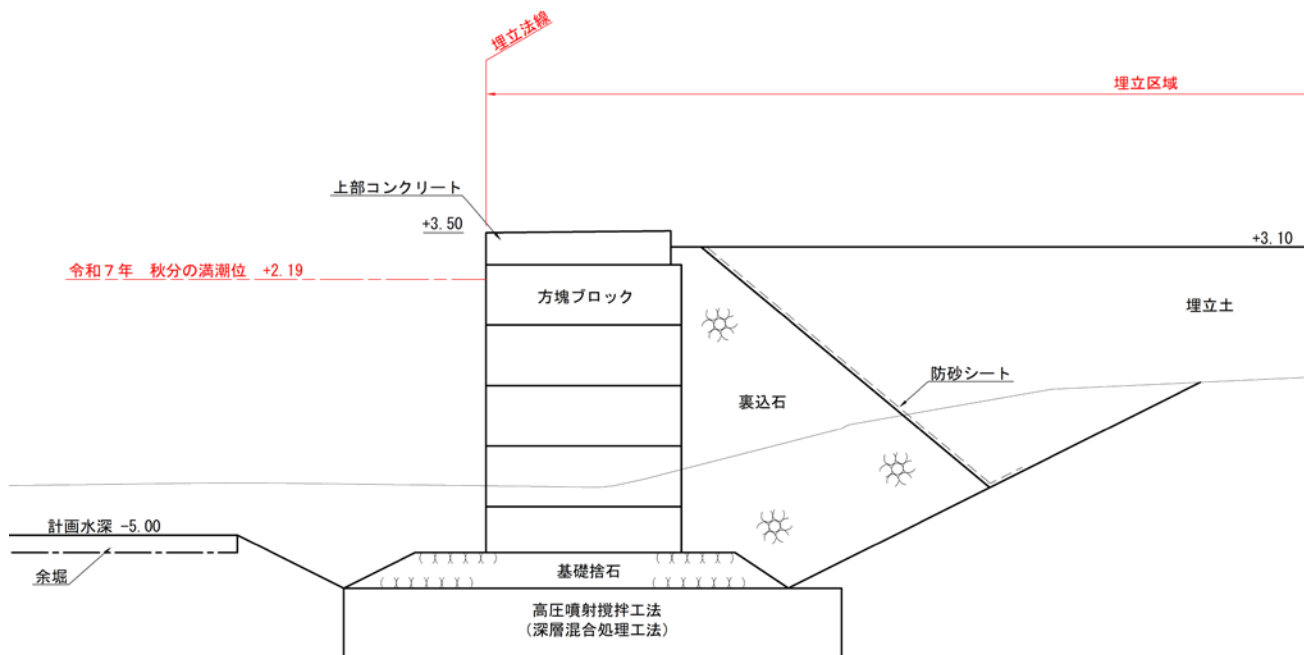
【代表断面（-5.0m岸壁①、②・取付護岸①）】



■西側工区

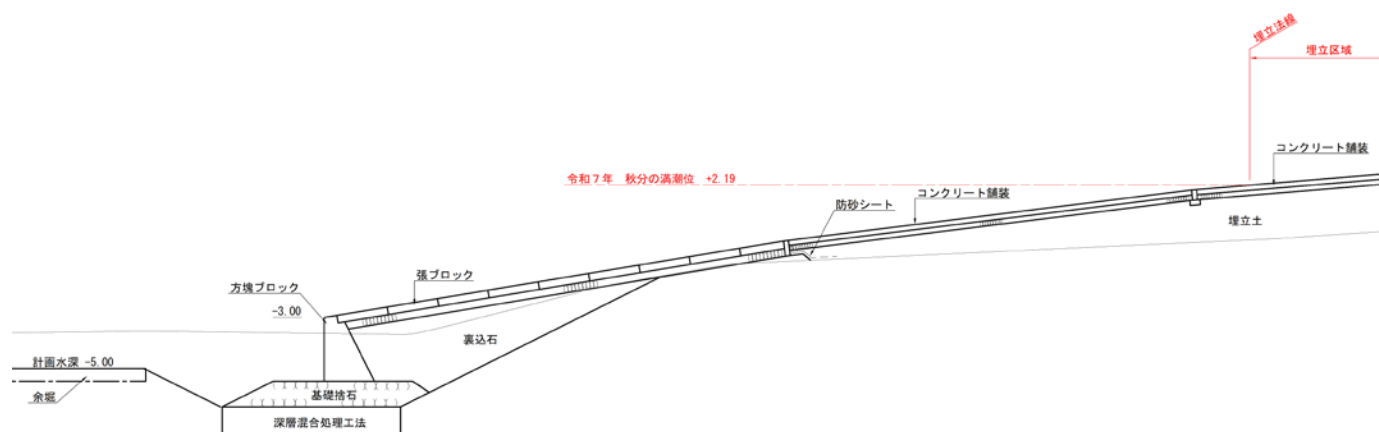
●-5.0m岸壁、取付護岸（方塊ブロック式）の構造及び施行順序

【代表断面（-5.0m岸壁③、④）】



●スロープ（方塊ブロック：前面壁体）の構造及び施行順序

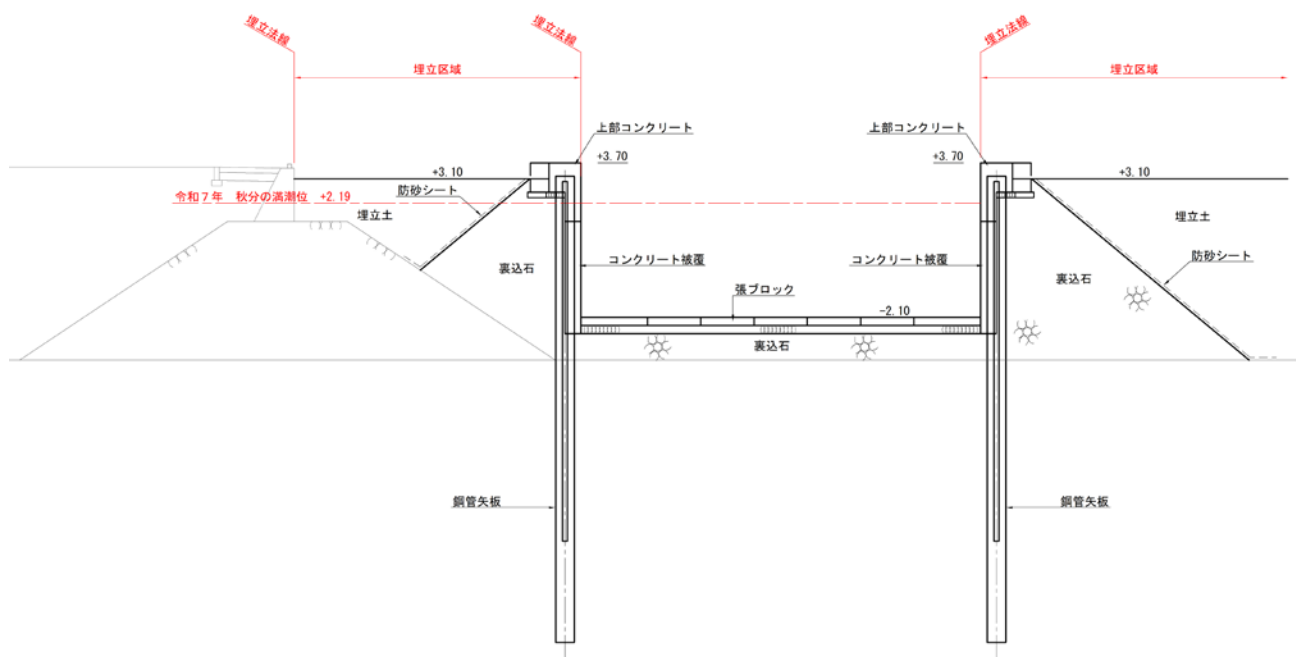
【代表断面（スロープ）】



■西側工区

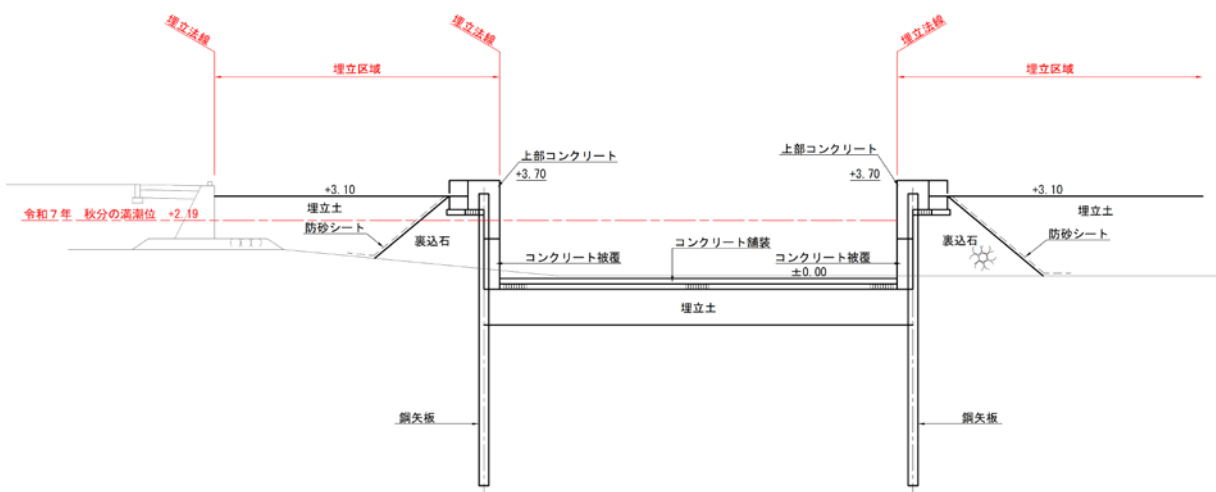
●スロープ側壁（自立鋼管矢板式）の構造及び施行順序

【代表断面（スロープ 側壁①）】



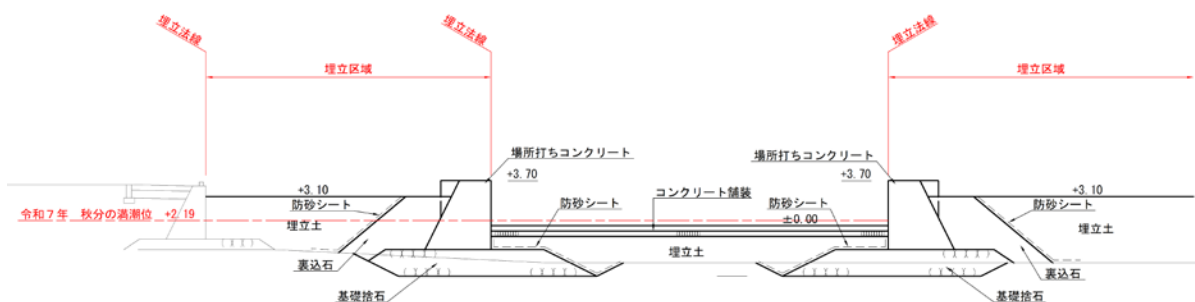
●スロープ側壁（自立矢板式）の構造及び施行順序

【代表断面（スロープ 側壁②）】



●スロープ側壁（場所打ちコンクリート式）の構造及び施行順序

【代表断面（スロープ 側壁③）】



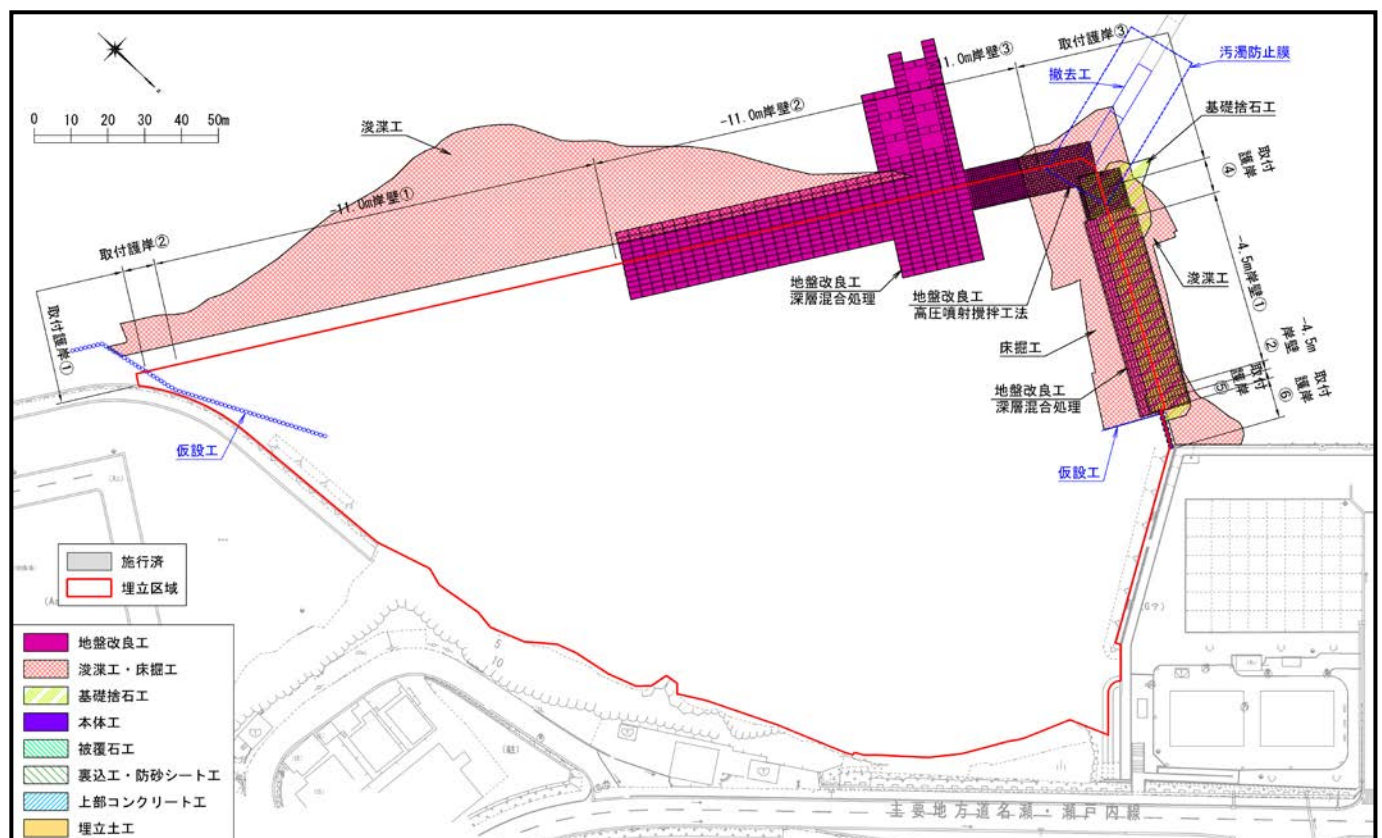
● 埋立てに関する工事の施行順序

■ 埋立てに関する工事の工程表

年次	1年次	2年次	3年次	4年次	5年次
東側工区	-11.0m岸壁(取付護岸含)				
	-4.5m岸壁(取付護岸含)				
	埋立土工				
	仮設工				
	浚渫工				
	汚濁防止膜工				
	撤去工				
	復旧工				
西側工区	-5.0m岸壁(取付護岸含)				
	スロープ				
	埋立土工				
	仮設工				
	浚渫工				
	撤去工				
	既設防波堤改良工				

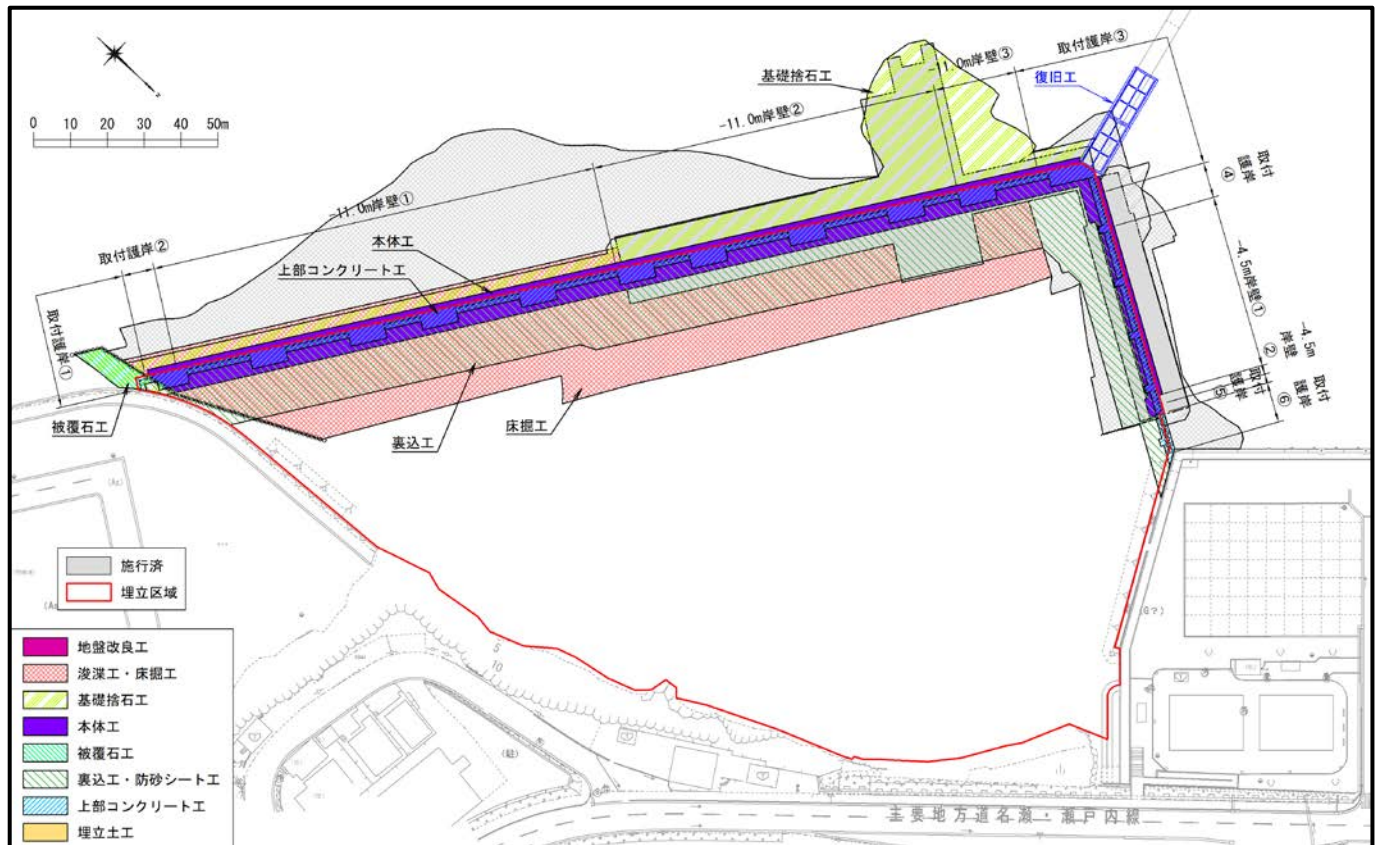
■ 埋立進捗状況図（東側工区）

● 2年次2月目

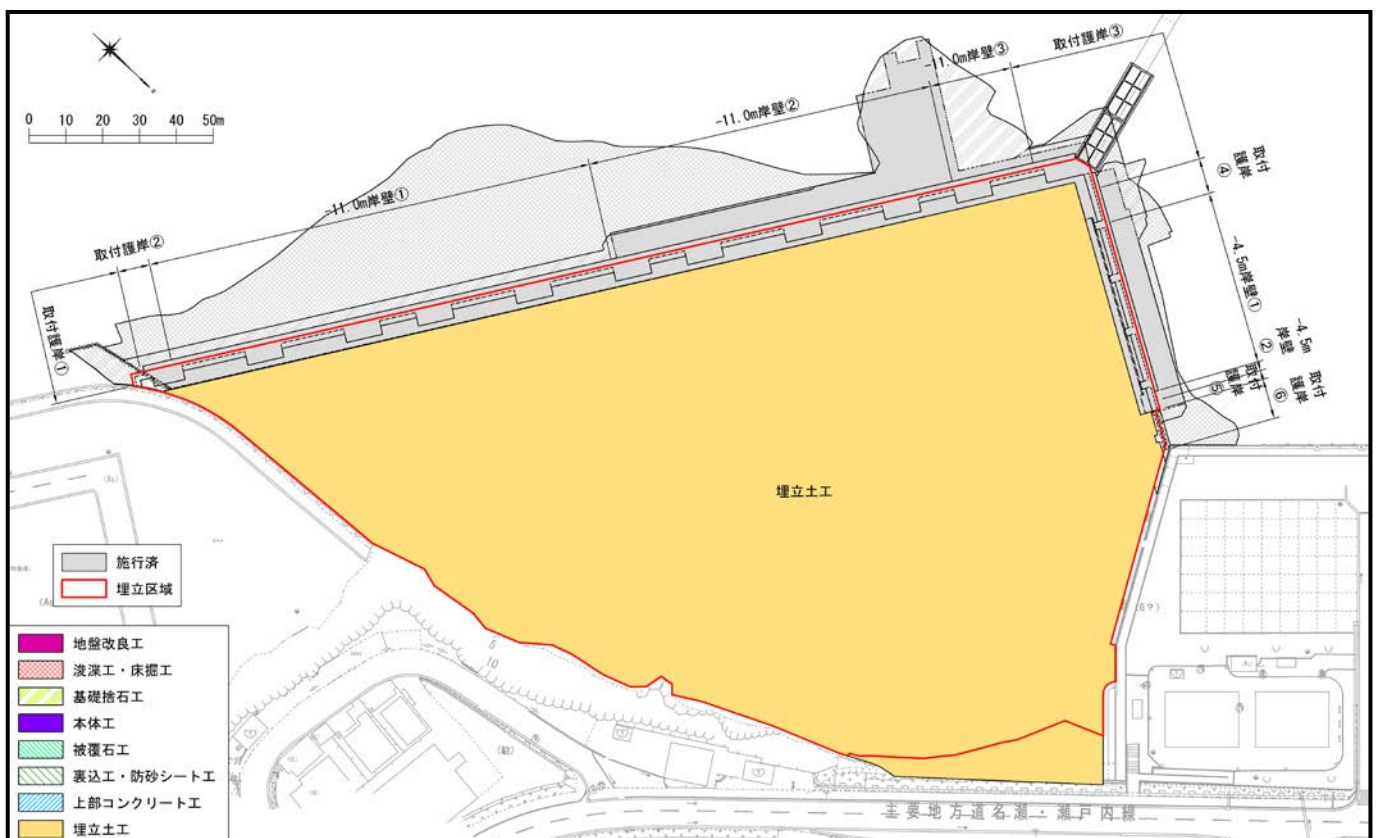


■埋立進捗状況図（東側工区）

●3年次2月目

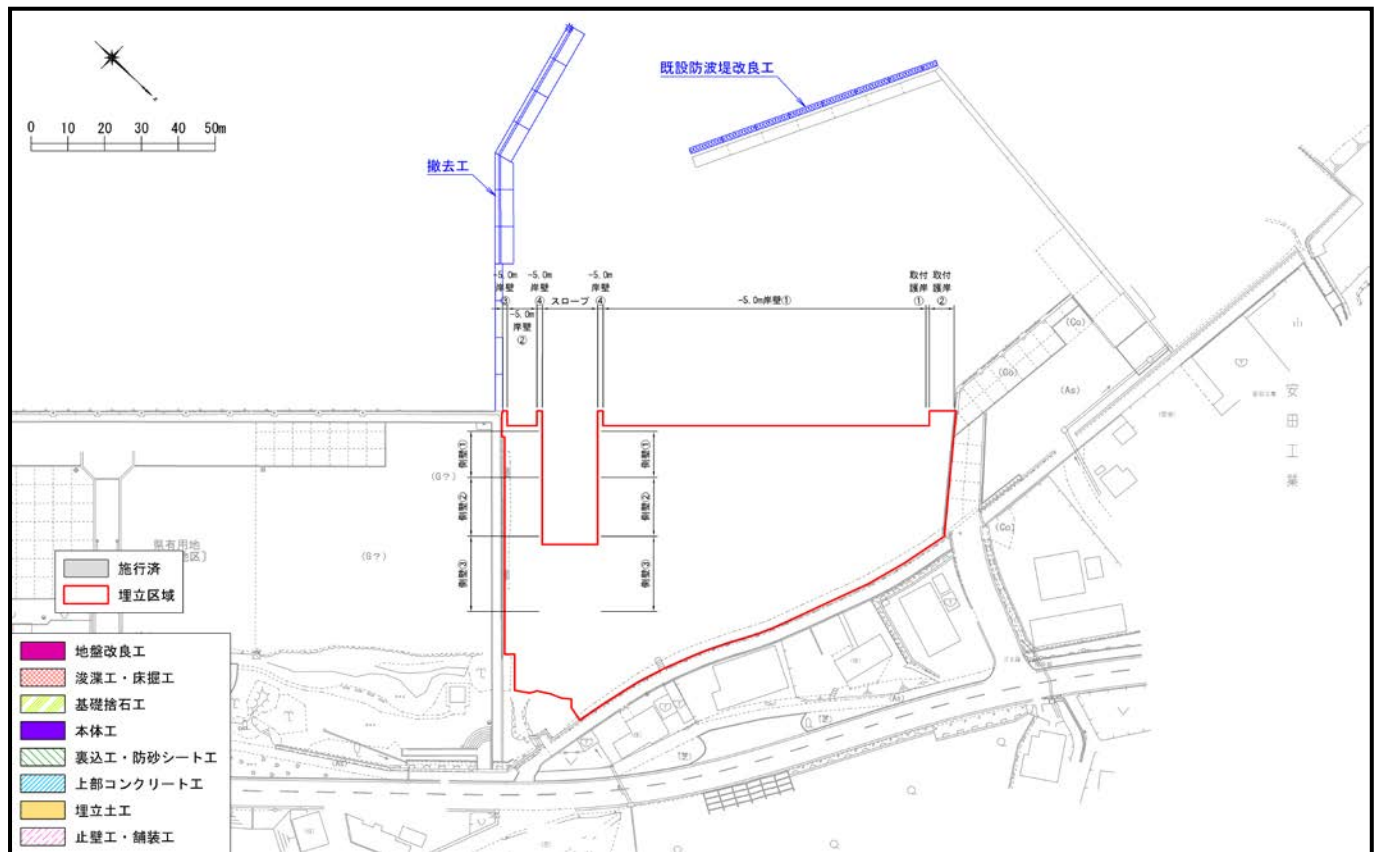


●3年次5月目

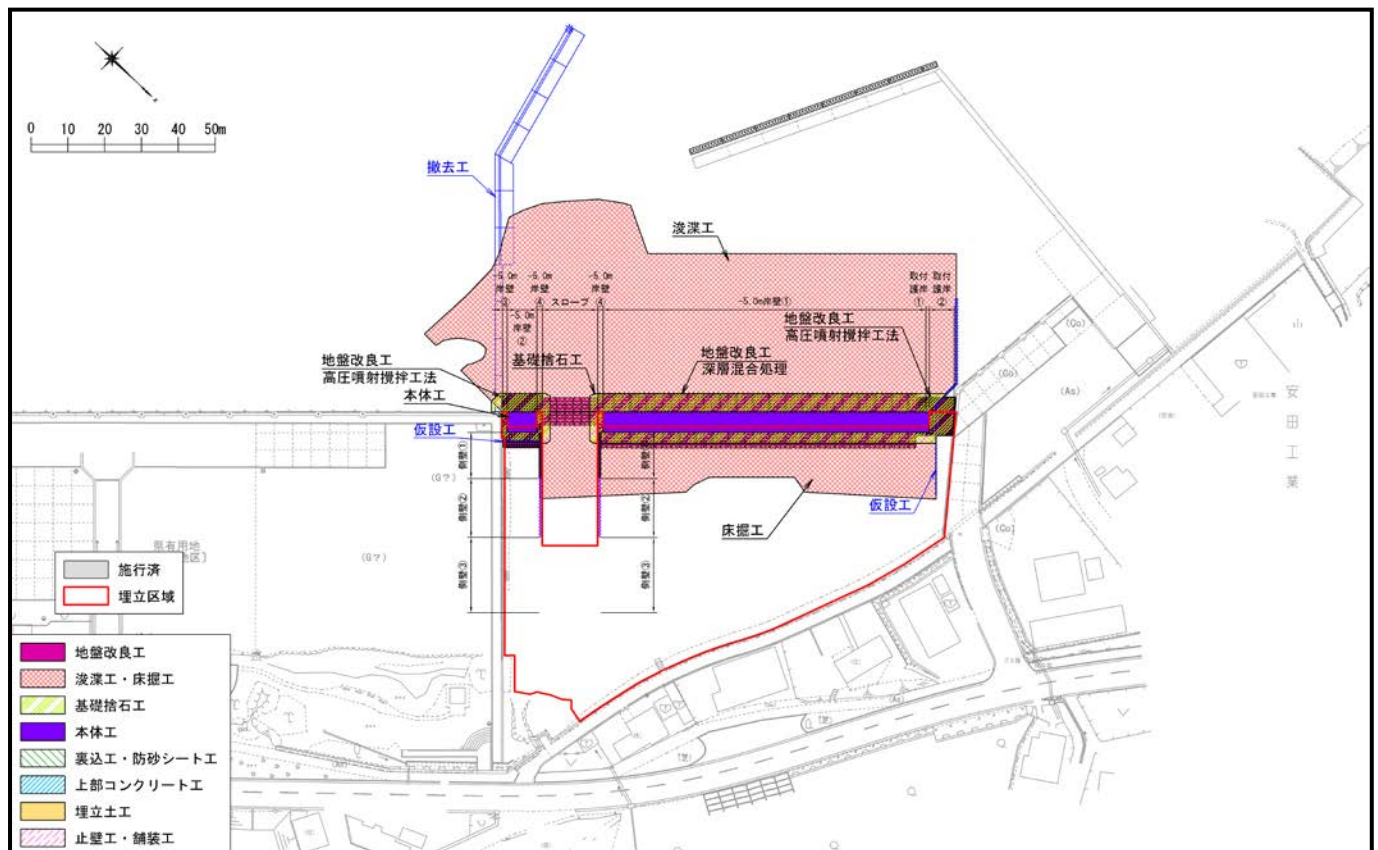


■埋立進捗状況図（西側工区）

●3年次1月目

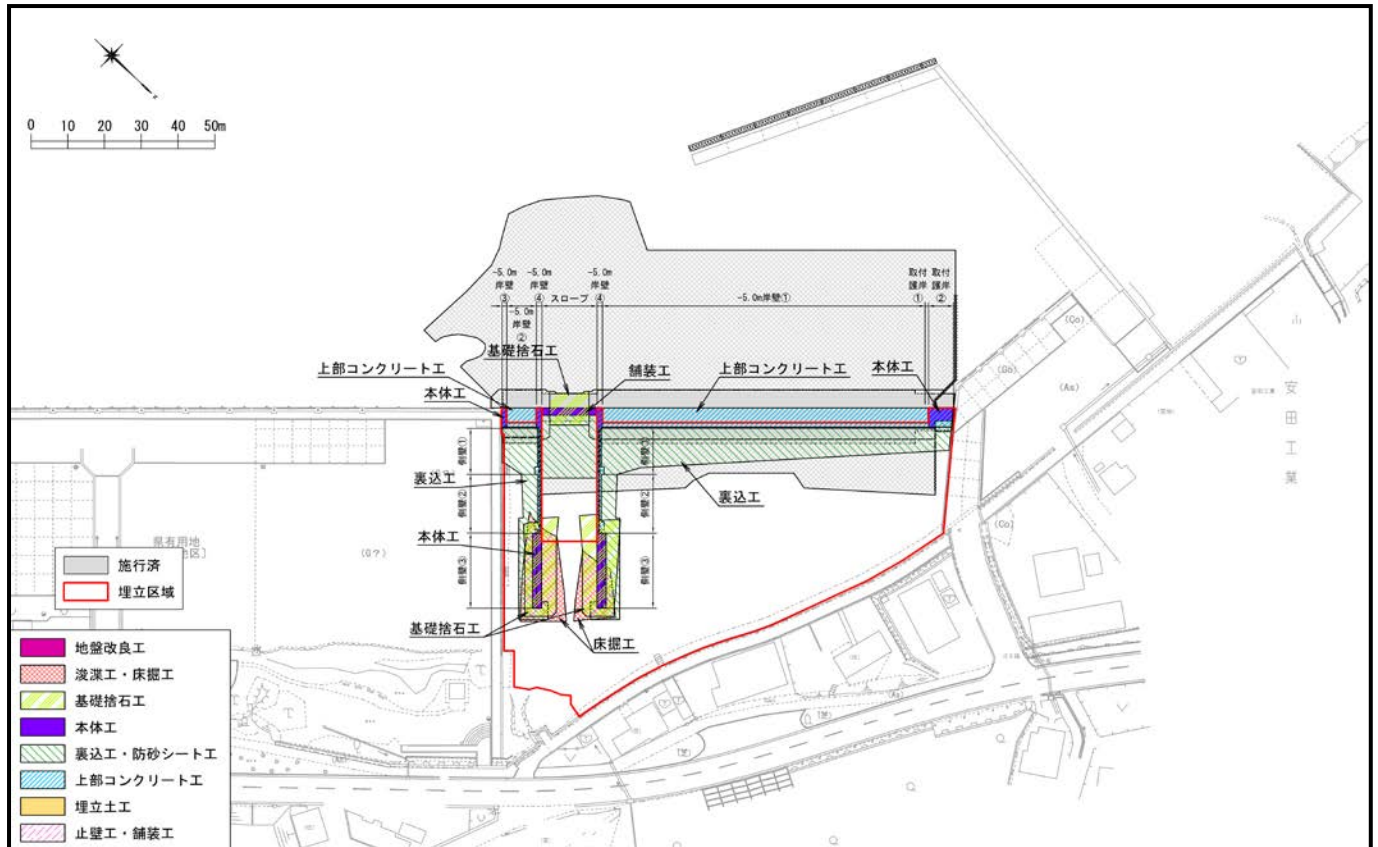


●4年次5月目

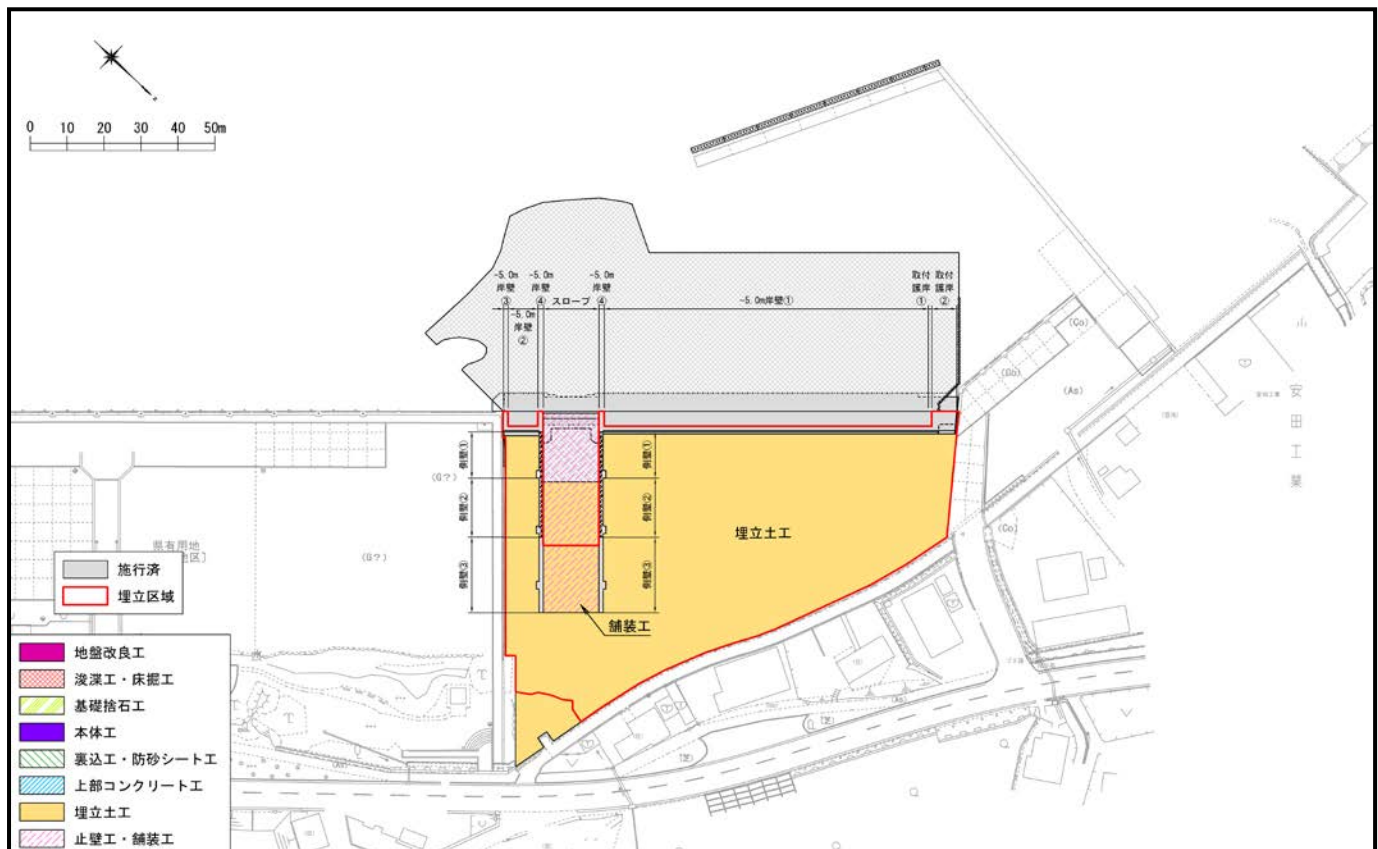


■埋立進捗状況図（西側工区）

●4年次11月目



●5年次1月目

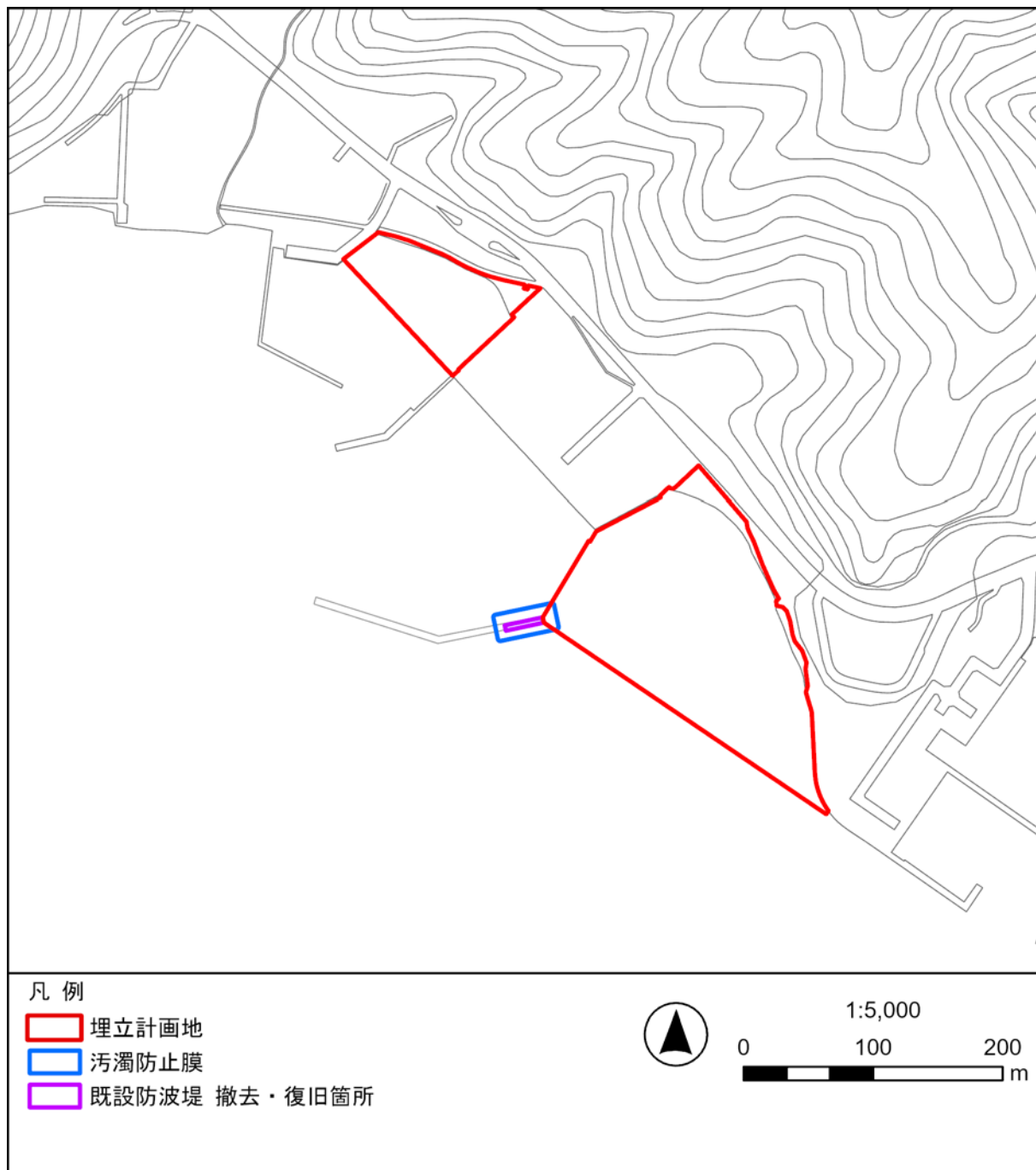


■汚濁防止対策について

本事業においては、汚濁防止対策として、汚濁防止枠及び汚濁防止膜を使用し、濁りの拡散を防止する計画としています。

汚濁防止枠は、濁りの発生が大きい工種となる深層混合処理地盤改良、高圧噴射攪拌地盤改良、床掘、基礎捨石投入、被覆石投入、裏込石投入、浚渫工において、作業船に設置し、局所的に濁りの拡散を防止します。

汚濁防止膜は、南防波堤撤去において撤去箇所の周囲に展張し、濁りの拡散を防止します。

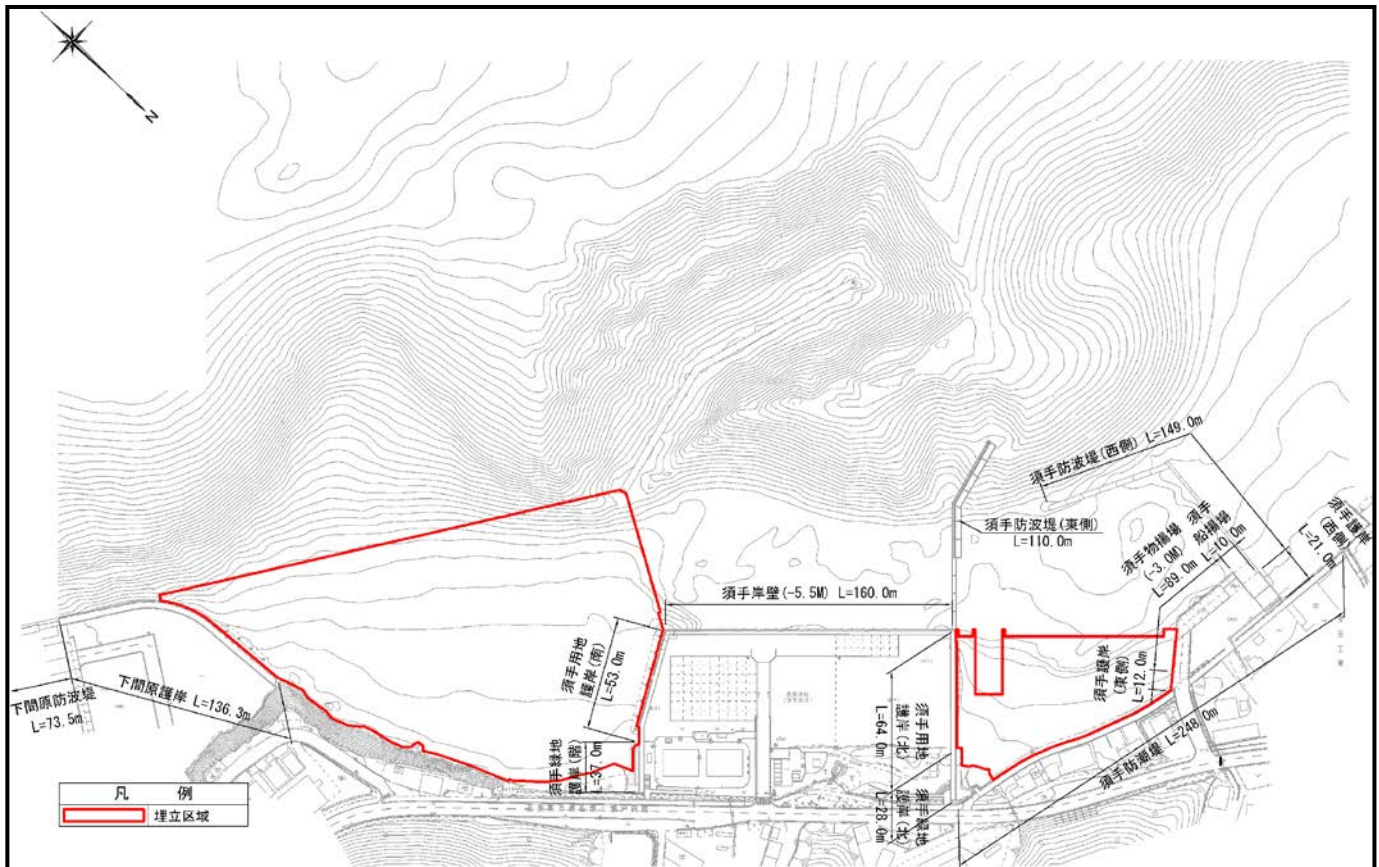


● 既設工作物等の取り扱い

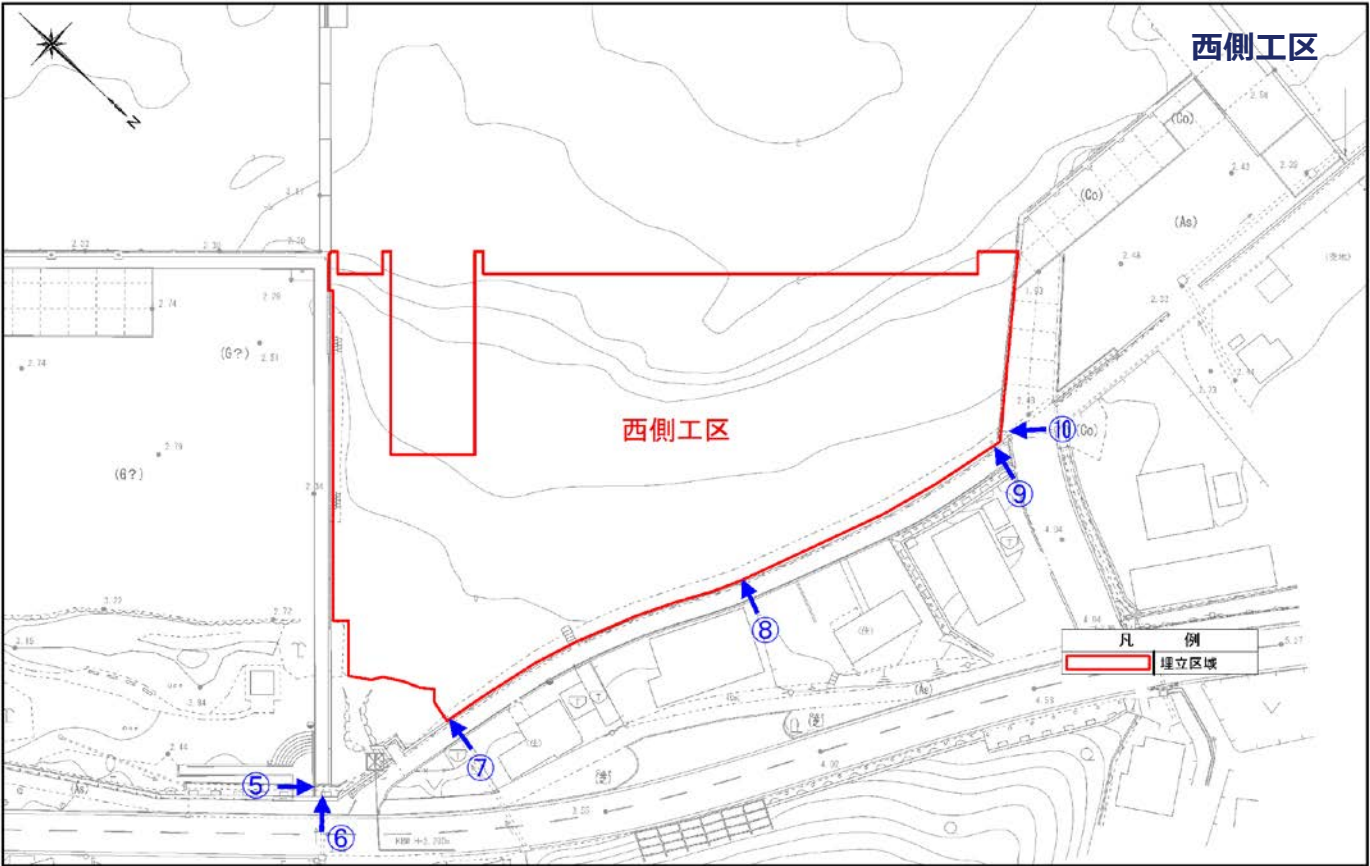
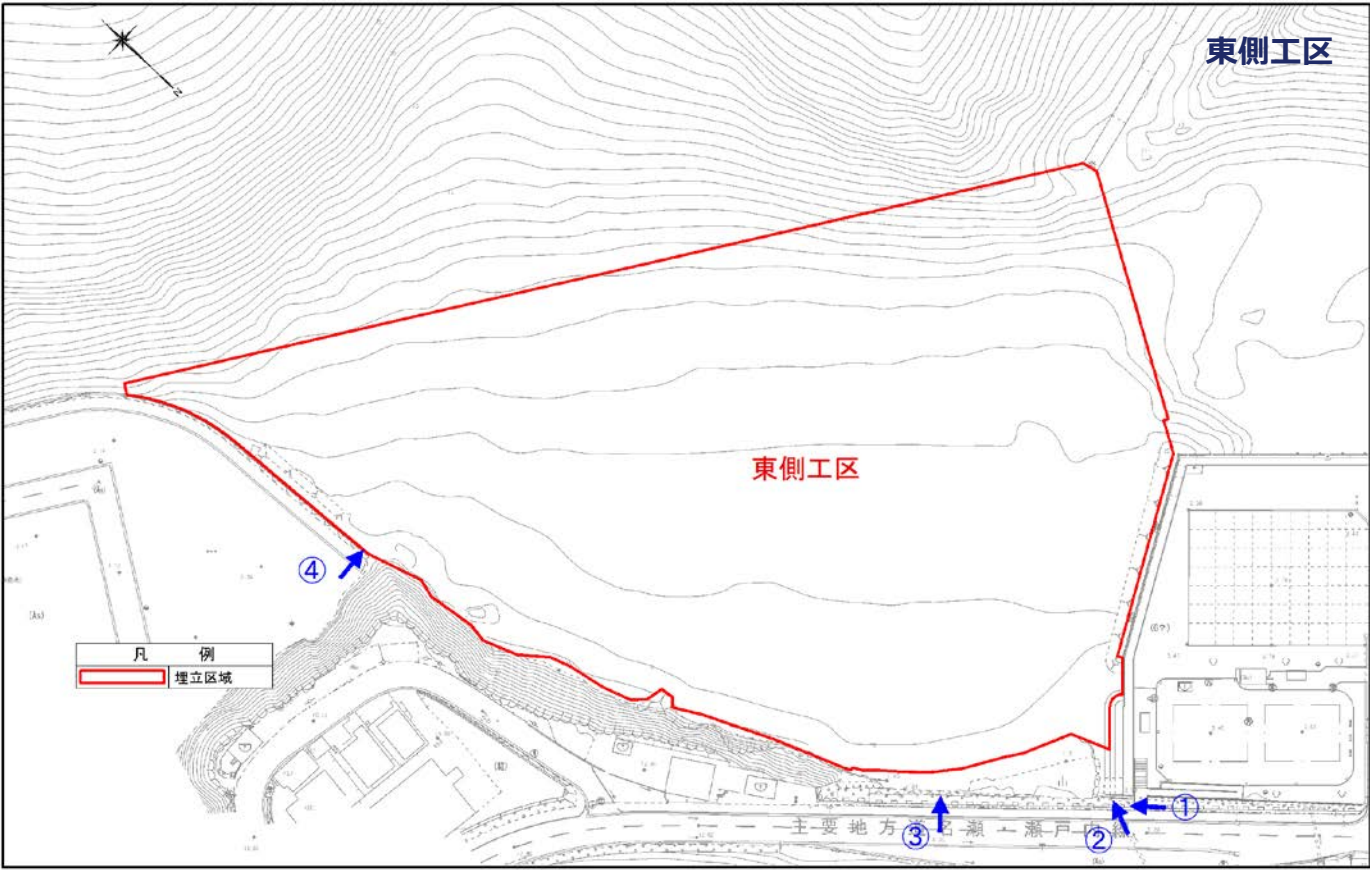
■ 既設工作物の処理方法

施 設 名	所 有 者	処 理
下間原護岸	鹿児島県	埋立て (代替施設確保)
須手緑地護岸(階)		
須手用地護岸(北)		
須手防波堤(東側)	鹿児島県	撤去
須手用地護岸(南)	鹿児島県	埋立て (代替施設確保)
須手緑地護岸(北)		
須手防潮堤		
須手護岸(東側)		
須手物揚場(-3.0M)		
下間原防波堤	鹿児島県	施行区域内
須手岸壁(-5.5M)		
須手船揚場		
須手護岸(西側)		
須手防波堤(西側)		
排水路 ①～⑩	鹿児島県	埋立て (排水施設延長)

■ 既設工作物の位置図（岸壁、護岸、防波堤、防潮堤、物揚場、船揚場）



■ 既設工作物の位置図（排水路）



● 埋立てに用いる土砂等の種類

■ 埋立てに用いる土砂等の種類及び性状

本埋立地において用いる土砂等の種類及び性状は以下のとおりです。

各土砂は環境基準等の判定基準に適合しており、安全性が確認されています。

種類	性状	採取場所
公共残土	有害物質を含まない土砂 (※1の判定基準を満たすもの)	奄美大島島内
山土（購入土）	有害物質を含まない土砂 (※1の判定基準を満たすもの)	奄美大島島内
浚渫土	有害物質を含まない土砂 (※2の判定基準を満たすもの)	奄美大島島内

※1：「土壌の汚染に係る環境基準」、「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境基準」

※2：「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第5条第1項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」に示される判定基準

■ 試料採取位置図



※山土（購入土）の採取場所は、採石販売業者へのヒアリングを基に採取候補地として選定しています。

環境保全に関し講じる措置

● 予測及び評価の結果並びに環境保全措置

本事業の実施が環境に及ぼす影響を予測・評価した結果、いずれの環境要素についても、環境影響の程度は小さいものと判断され、また実行可能な範囲内での更なる環境影響の回避又は低減を目指した環境保全措置の実施により、環境に及ぼす影響の程度はさらに小さくなり、環境保全への配慮は適正であると判断しました。

環境要素	影響要因	影響を与えるおそれのある具体的項目	予測・評価	環境保全措置
騒音・粉じん・振動	工事の実施	埋立地周辺の民地等の生活環境	・シミュレーションを実施 ・基準値以下	・散水の実施 ・粉じんネットを設置 ・低騒音・振動型の建設機械を使用
水の濁り		埋立地周辺海域の水質	・シミュレーションを実施 ・濁りは工事区域周辺に限られる	・汚濁防止柵、汚濁防止膜を適切に使用
動植物・生態系	埋立地の存在及び利用	重要種及びその生息地	・現地調査結果と埋立区域の重ね合わせを実施 ・生息地が改変される	・埋立計画地に確認された種（オオヤドカリなど計15種）を移動・移殖
景観		景観	・フォトモンタージュを作成 ・埋立地、建築物等が視認される	・建築物の設置位置、デザイン、色彩の工夫や緑化により周辺環境と調和

※環境要素は主なものを抜粋

■ 環境監視計画及び事後調査

工事の実施期間中は、事業者の責任のもとに監視体制を整備したうえで、騒音・振動及び水質の監視を行い、工事の実施による影響が確認された場合は速やかに適切な措置を講じ、周辺地域の環境の保全に万全を期するものとします。

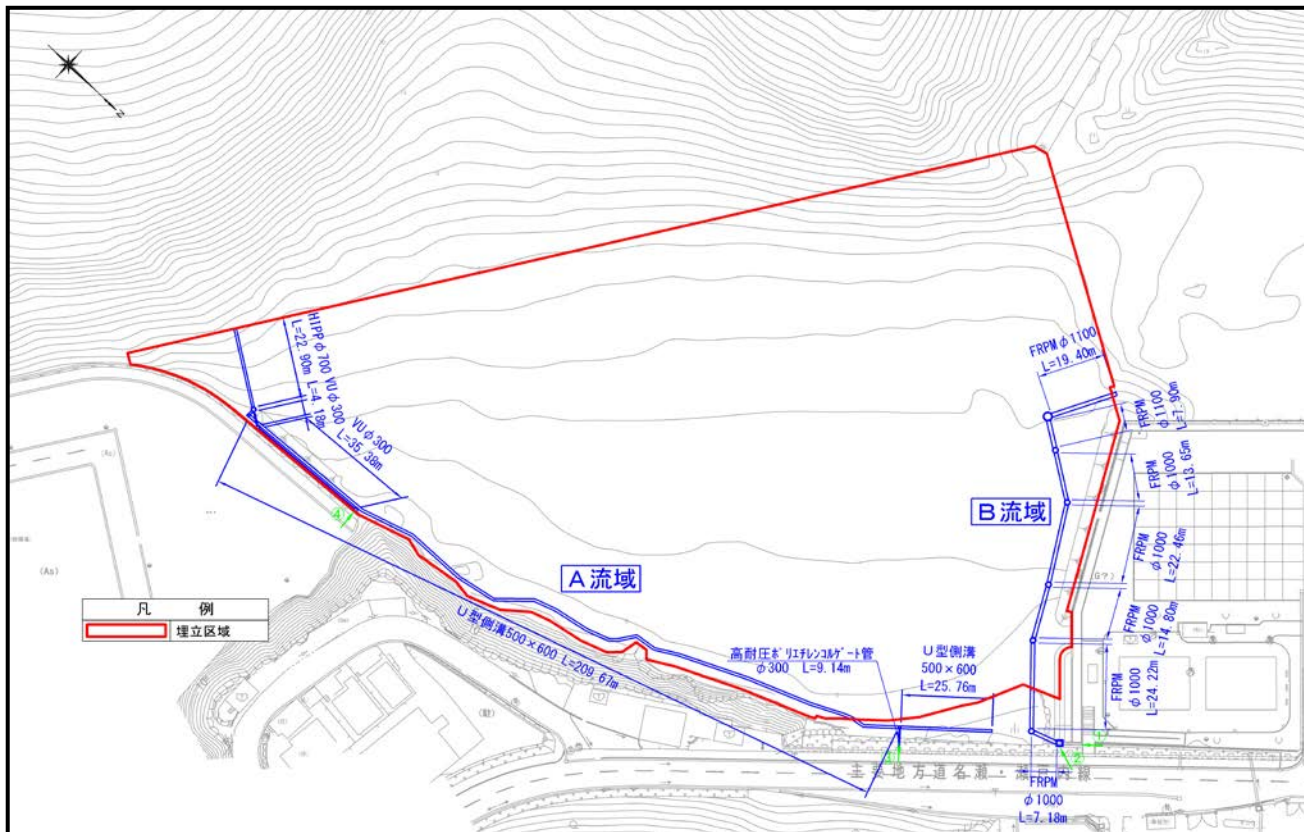
また、本事業の実施にあたっては、環境保全措置として重要な動植物の移植及び移動を行います。工事中及び利用時の環境の状態を把握するための調査を実施し、事後調査結果に基づいて環境保全措置の効果も踏まえてその妥当性に関して検討し、必要に応じて専門家等の指導・助言を得て、必要な措置（既存の措置の見直しや追加の措置等）を講じます。

6

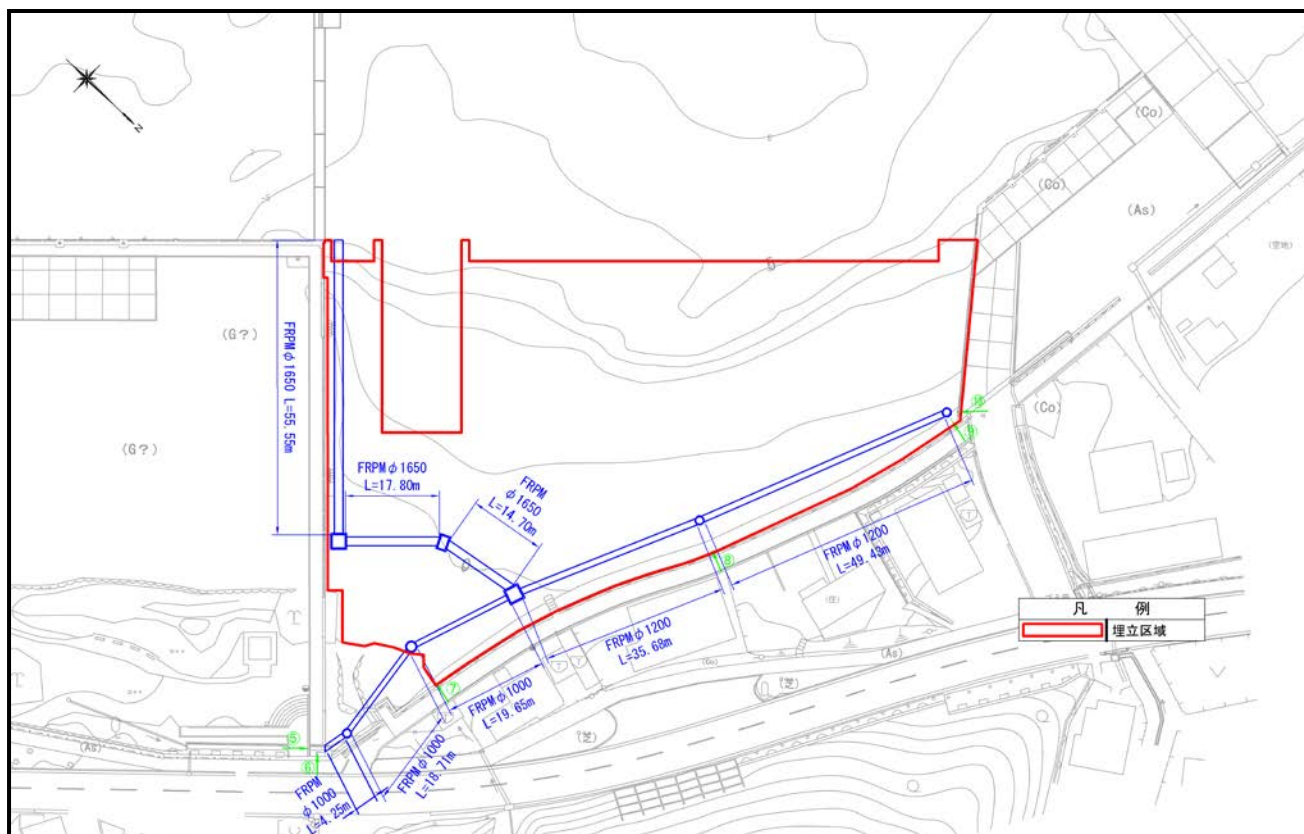
公共施設の配置及び規模

● 雨水排水施設

■ 東側工区

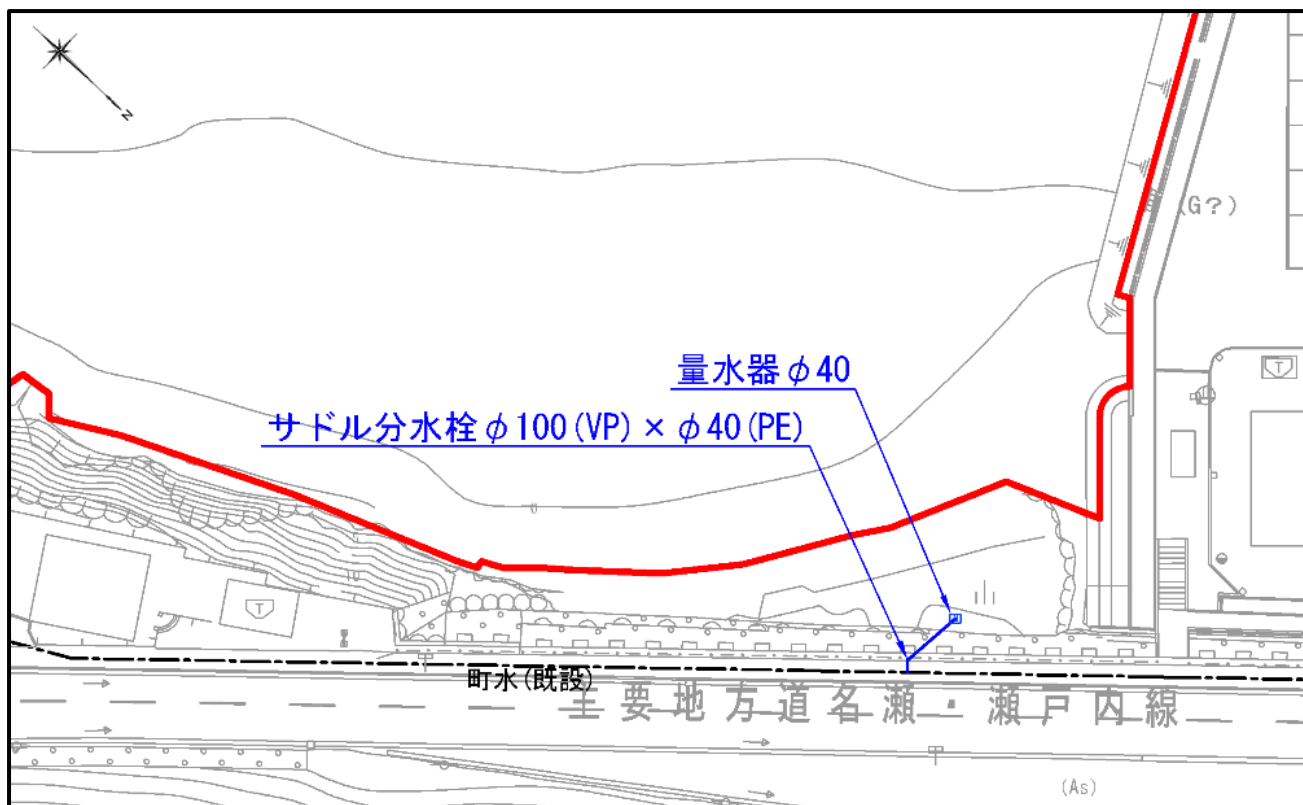


■ 西側工区



● 上水道施設

■ 東側工区



■ 西側工区



埋立てに用いる土砂等の採取場所等

● 埋立土砂等の種類及び採取量

埋立てに用いる土砂は、「公共残土」、「山土（購入土）」、「浚渫土」の利用を計画しています。

■ 埋立土砂等の種類及び採取量

埋立土砂等の種類	採 取 量
公共残土	約 18,000 m ³
山土（購入土）	約 36,000 m ³
浚渫土	約 28,000 m ³
合計	約 82,000 m ³

■ 埋立土砂の陸上搬入経路図



※山土（購入土）の採取場所は、採石販売業者へのヒアリングを基に採取候補地として選定しています。

● 添付図面及び添付図書

■ 添付図面

項目	内 容
①一般平面図	・ 国土地理院刊行の地形図（図面名称：古仁屋、縮尺1/25,000）を用い、埋立区域及び施行区域を表示 ・ 既存三角点（国土地理院須手四等三角点）を基点とし、各埋立区域及び施行区域の始点位置を方位角及び距離で明示
②実測平面図	・ 各埋立区域及び施行区域の境界を示す各変化点の位置を、先に規定した始点位置からの方向角と距離で設定 ・ 図面の縮尺は1/2,500以上を基本とし、埋立区域及び施行区域が確認できる大きさとして1/1,000とした ・ 図面中には国有海浜地を明示するとともに、港湾施設、道路、歩道等の施設を明示
③求積平面図	・ 実測平面図において設定した各埋立区域及び施行区域の境界を示す角変化点の情報を基に、各変化点の位置をXY座標に変換し、座標計算により各埋立区域及び施行区域の面積を算出
④海図	・ 海上保安庁刊行の海図（図面名称：奄美大島海峡、縮尺1/30,000）を用い、埋立区域及び施行区域を表示 ・ 既存三角点（国土地理院須手四等三角点）を基点とし、各埋立区域及び施行区域の始点位置を方位角及び距離で明示
⑤埋立地横断面図	・ 埋立地の主要な位置における横断面図を作成し、主要箇所の地盤の標高、勾配、工作物、令和7年の秋分満潮位及び埋立法線の位置等を明示 ・ 縮尺は横1/200、1/300。縦1/100とした
⑥埋立地縦断面図	・ 埋立地の主要な位置における縦断面図を作成し、主要箇所の地盤の標高、勾配、工作物、令和7年の秋分満潮位及び埋立法線の位置等を明示 ・ 縮尺は横1/200、1/400。縦1/100とした
⑦工作物構造図	・ 護岸、岸壁、スロープ等の構造物を対象として、標準断面図を作成 ・ 縮尺は1/100とし、令和7年の秋分満潮位及び埋立法線の位置等を明示
⑧埋立地の用途及び利用計画の概要を表示した図面	・ 埋立計画地の用途は「ふ頭用地」、東側工区の利用計画は「エプロン敷」、「給油施設敷」、「隊庁舎敷」、「物資集積場敷」、「道路敷」、西側工区の利用計画は「エプロン敷」、「廠舎敷」、「物資集積場敷」、「スロープ敷」、「道路敷」に分類して図面を作成

■ 参考図書

項目	内 容
①公図の写し	・ 各埋立区域及び施行区域の位置を規定した陸域の地番の根拠資料、また国有海浜地及び国有港湾施設の根拠資料として作成
②既設工作物構造図	・ 埋立てに関連する既設工作物として護岸、岸壁、防波堤、物揚場、船揚場の標準断面図を作成

